

河南町障がい福祉計画

(第4期計画)



2015(平成27)年3月
河南町



河南町のカナちゃん

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	4
3. 計画の位置付け・計画の期間	5
4. 計画の策定体制	6
第2章 第3期計画におけるサービス提供状況	7
1. 障がい者手帳所持者の推移	7
2. 第3期計画の進捗状況の評価	8
3. 障がい福祉サービスの実施状況	9
4. 地域生活支援事業の提供状況	15
5. アンケート調査結果(概要)	19
第3章 第4期計画の基本方針	51
1. 基本方針	51
2. 平成29年度の目標値の設定	53
第4章 障がい福祉サービス見込み量	56
1. 障がい福祉サービス	56
2. 訪問系サービス (居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援)	57
3. 短期入所(ショートステイ)	58
4. 日中活動系サービス	59
5. 居住系サービス	64
6. 相談支援	66
7. 障がい児支援サービス	67
第5章 地域生活支援事業	68
1. 地域生活支援事業	68
2. 必須事業	69
3. 任意事業	74

第6章 地域での自立した生活に向けた支援	76
1. 広報・啓発活動による制度及びサービス内容の周知	76
2. サービス基盤の整備と質の確保	76
3. 情報提供・相談体制の充実	78
4. 地域支援体制の整備	79
5. 就労支援の充実	80
6. 虐待防止への取り組み	80
第7章 計画の推進体制	81
1. 庁内における計画の推進	81
2. 地域における各種関係団体、民間企業等との連携	81
3. 近隣市町村との連携による事業の推進	81
4. 国・大阪府との連携	81
用語解説	82
資料編	84

河南町においては、障がいの「害」の字については障がいのある方の思いを大切に、障がいのある方への理解をより深めていくために、漢字をできるだけ用いず、ひらがなでの表記を行っています。

ただし、法令や条例、固有名詞、学術用語等につきましては引き続き漢字を用いることとしているため、読みづらい点が多いと思いますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

平成18年4月に、障がい者(児)が自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現をめざし、「障害者自立支援法」が施行されました。同時に、市町村は、国の基本指針に即して、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(障がい福祉計画)の策定が義務付けられました。

河南町でも、平成18年度に「河南町障がい福祉計画(第1期計画)」を策定し、ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョンの理念のもと、障がいのある人の基本的人権を保障する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。また、平成20年度には「河南町障がい福祉計画(第2期計画)」を、平成23年度には「河南町障がい福祉計画(第3期計画)」を策定し、障がい者(児)の地域生活を支援するためのサービス提供体制の充実等について計画的に実施してきました。

その後、地域社会での共生の実現に向け、障がい者(児)の日常生活及び社会生活の総合的な支援を一層推進するため、障害者自立支援法が改正され、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)が施行されました。この法律では、自立支援給付の対象者、内容、手続き、地域生活支援事業、サービスの整備のための障がい福祉計画の作成、費用の負担等について規定し、障がい者(児)の社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に施策に取り組むことを法律の基本理念として新たに掲げています。

「河南町障がい福祉計画(第4期計画)」では、障害者総合支援法の基本理念並びに趣旨、およびこれに基づき国が定める基本指針に即して、平成27年度から平成29年度における成果目標並びに障がい福祉サービス見込み量(活動指標)を新たに定めています。障がい者の地域移行と地域での安心な生活を保障するための障がい福祉サービス等を計画的に充実させることを目的として策定しています。

■障害者総合支援法の概要

1. 障がい者の範囲の見直し

障害者自立支援法では、支援の対象が身体障害者・知的障害者・精神障害者(発達障害者を含む)に限定されていたが、障害者総合支援法では一定の難病の患者も対象となる。

2. 障害支援区分への名称・定義の改正

「障害程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」へ改正する。

3. 障がい者に対する支援の見直し

障がい者の高齢化・重度化に対応するとともに、住み慣れた地域における住まいの場の確保の観点から、「共同生活介護(ケアホーム)」は「共同生活援助(グループホーム)」へ一元化する。

4. 地域生活支援事業の見直し

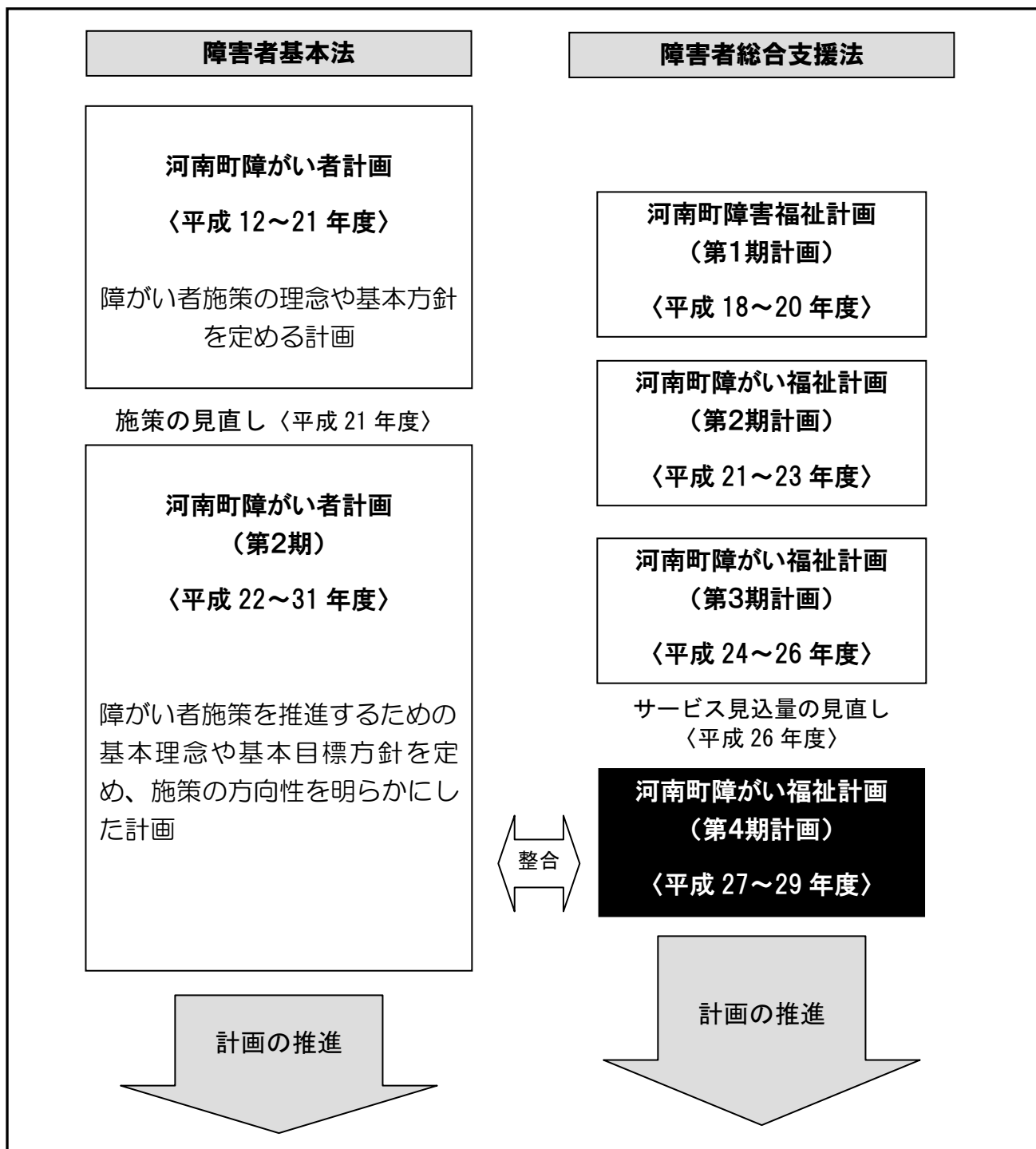
市町村が行う地域生活支援事業の必須事業に、①障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発、②障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援、③市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修、④意思疎通支援を行う者(手話奉仕員など)の養成、を追加する。

5. サービス基盤の計画的整備

障害福祉計画に必ず定める事項に「サービス提供体制の確保に係る目標に関する事項」と「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」を加え、いわゆるPDCAサイクルにそって障害福祉計画を見直すことを規定する。

2. 計画の性格

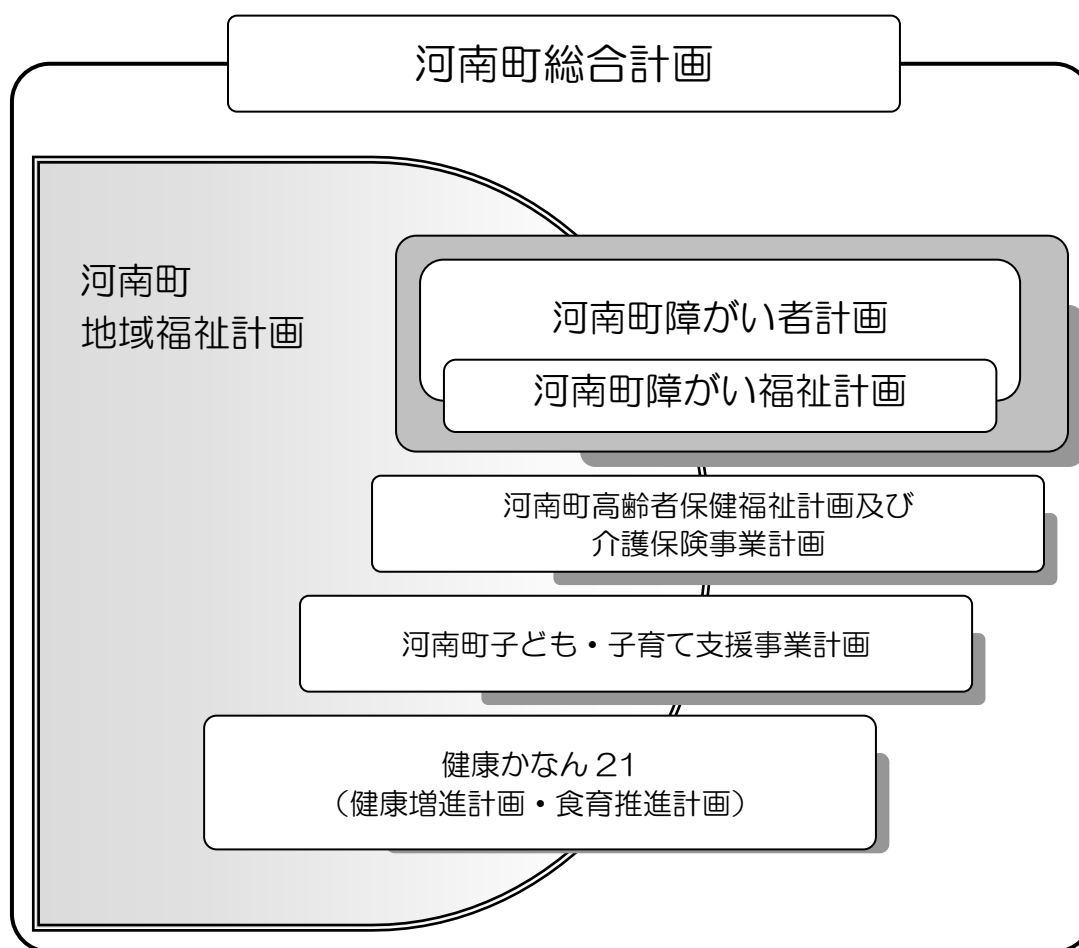
本計画は、障害者基本法第 11 条第3項に基づく「河南町障がい者計画」等の関連計画と調和が保たれたものとしします。



3. 計画の位置付け・計画の期間

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画として策定します。「河南町第 2 期障がい者計画」(平成 21 年度に策定)は、障がい者のための施策に関する基本計画であり、本計画とは相互に補完しあう位置づけとなります。

本計画は、上位計画にあたる「河南町第四次総合計画」「第 2 期河南町地域福祉計画」をはじめ、「第 6 期河南町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「河南町子ども・子育て支援事業計画」「第 2 次健康かなん 21(健康増進計画・食育推進計画)」などの福祉・健康・教育分野の関連計画との整合を図ります。本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。



4. 計画の策定体制

本計画を策定するにあたり、平成 26 年 9 月に、障がい福祉サービス等に対するニーズや要望を把握し、障がい福祉計画へ反映するために、アンケート調査を実施しました。その結果を集約し、また、国や大阪府の示す考え方や方向性などとも整合性を確保しつつ、策定作業を進めました。

障がい者団体、福祉関係、医療・保健関係、社会福祉及び公共的団体、関係支援機関、学識経験者などで構成する「河南町障がい福祉計画策定委員会」においても、3 回の審議をいただき、その意見も踏まえた上で策定しています。

計画の策定にあたり、事前にその内容を公表して、町民のみなさんからご意見等を募集し、提出されたご意見を考慮して計画等の意思決定を行うため、その素案について、平成 27 年 2 月 23 日から 3 月 10 日まで、町ホームページに掲載するなどパブリックコメントを実施しました。

第2章 第3期計画におけるサービス提供状況

1. 障がい者手帳所持者の推移

1-1 身体障がい者手帳所持者の推移

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
716人	741人	729人	730人	729人

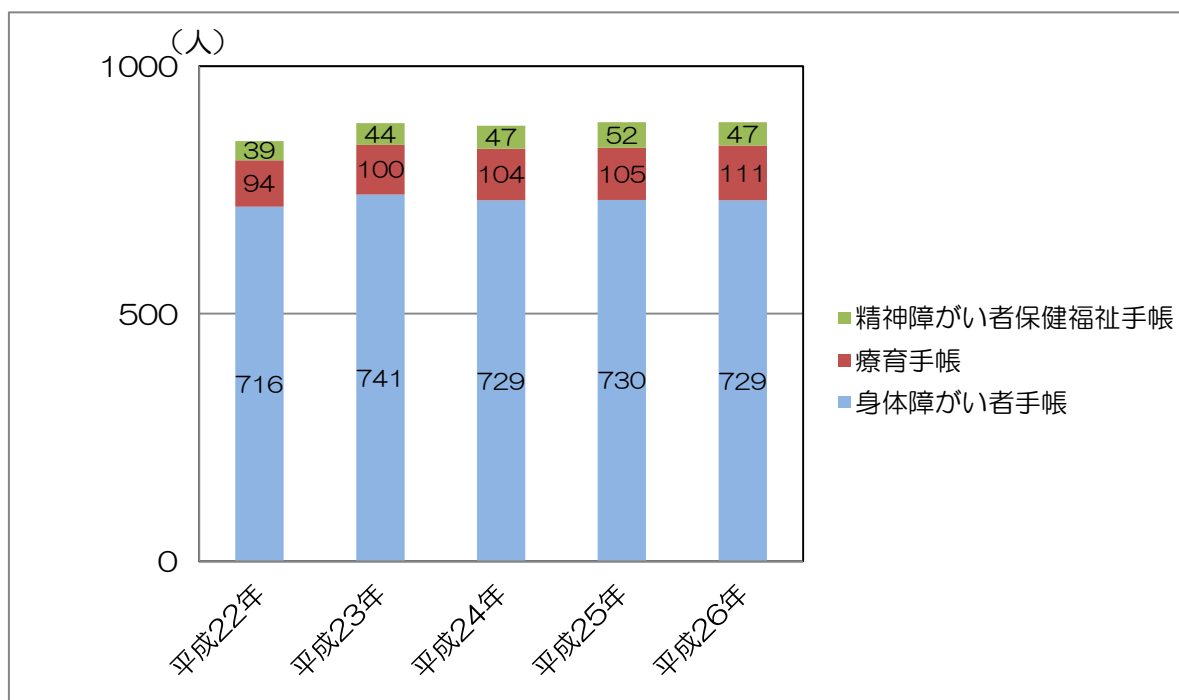
1-2 療育手帳所持者の推移

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
94人	100人	104人	105人	111人

1-3 精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
39人	44人	47人	52人	47人

各年3月31日現在



2. 第3期計画の進捗状況の評価

2-1 施設入所者の地域生活への移行

【現状】第3期計画の目標値を受け、平成25年度現在の実績は、入所施設の入所者は10人、基準年から削減数は4人、地域移行数は0人となっています。

	第3期計画		実績
	平成17年10月(基準)	平成26年度末目標	平成25年度
入所者数	14	8	10
削減数	—	6	4
地域移行数	—	8	0

【課題】府の計画と整合性を取りながら、実情に応じた目標値を設定し、引き続き、施設入所者の地域生活への移行を促進する必要があります。

2-2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

【現状】第3期計画では、本町における目標値は定めていません。

【課題】大阪府全体としても、入院中の精神障がい者の地域移行は進んでいるといえない状態です。本町としても、府の計画と整合性をとりながら受入体制を整える必要があります。

2-3 福祉施設から一般就労への移行

【現状】平成25年度現在、福祉施設から一般就労への移行実績は0人です。

	第3期計画	実績
	平成26年度末目標	平成25年度
減少数	4	0

【課題】府の計画と整合性を取りながら、実情に応じた目標値を設定し、引き続き、一般就労への移行を促進する必要があります。

3. 障がい福祉サービスの実施状況

3-1 訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援)

訪問系サービスの実績は、平成 24 年度では 460 時間分、平成 25 年度では 649 時間分、平成 26 年度見込みは 757 時間分です。第 3 期計画値を上回っています。計画を上回った原因は、他市町村に比べて在宅重視の支給決定を行っているためと考えられます。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
計画	390 時間分	450 時間分	510 時間分
実績	460 時間分	649 時間分	757 時間分
達成率	117.9%	144.2%	148.4%

3-2 短期入所(ショートステイ)

短期入所(ショートステイ)の実績は、平成 24 年度では 21 人日分、平成 25 年度では 21 人日分、平成 26 年度見込みは 28 人日分です。第 3 期計画値を下回ってします。計画を下回った原因は、当サービスは緊急的な利用のための申請が多く、実際の利用が少ないためと考えられます。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
計画	33 人日分	44 人日分	44 人日分
実績	21 人日分	21 人日分	28 人日分
達成率	63.6%	47.7%	63.6%

3-3 日中活動系サービス

① 生活介護

生活介護の実績は、平成 24 年度では 407 人日分、平成 25 年度では 465 人日分、平成 26 年度見込みは 467 人日分です。第 3 期計画値をほぼ達成しています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
計画	391 人日分	459 人日分	510 人日分
実績	407 人日分	465 人日分	467 人日分
達成率	104.1%	101.3%	91.6%

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

利用日数での実績は、平成 24 年度では 14 人日分、平成 25 年度では 5 人日分、平成 26 年度見込みは 36 人日分です。第 3 期計画値を下回った原因は、当サービスの性格上、短期間で一定の訓練を終了して次のサービスへ移行しているためと考えられます。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
計画	72 人日分	72 人日分	96 人日分
実績	14 人日分	5 人日分	36 人日分
達成率	19.4%	6.9%	37.5%

③ 就労移行支援

就労移行支援の実績は、平成 24 年度では 43 人日分、平成 25 年度では 21 人日分、平成 26 年度見込みは 5 人日分です。第 3 期計画値を下回った原因は、当サービスの性格上、長期の利用が少なく、当サービスの実利用者数が少ないためと考えられます。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
計画	66 人日分	66 人日分	88 人日分
実績	43 人日分	21 人日分	5 人日分
達成率	65.2%	31.8%	5.7%

④ 就労継続支援(A型)

就労継続支援(A型)は、平成24年度では51人日分、平成25年度では69人日分、平成26年度見込みは80人日分です。目標はほぼ達成できています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
計画	66人日分	66人日分	88人日分
実績	51人日分	69人日分	80人日分
達成率	77.3%	104.5%	90.9%

⑤ 就労継続支援(B型)

就労継続支援(B型)の実績は、平成24年度では134人日分、平成25年度では141人日分、平成26年度見込みは208人日分です。第3期計画値を達成しています。当サービスは町内および圏域に事業所が増えたこともあり、利用しやすいサービスとなりました。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
計画	66人日分	66人日分	88人日分
実績	134人日分	141人日分	208人日分
達成率	203.0%	213.6%	236.4%

⑥ 療養介護

療養介護の実績は、平成24年度は3人、平成25年度は2人、平成26年度は2人です。第3期計画値をやや下回っています。計画を下回った原因は、医療的ケアを提供できる事業所が限られていることが挙げられます。なお、当サービスを補完するために、訪問系サービスの支給決定が増えているとも言えます。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
計画	3人	3人	3人
実績	3人	2人	2人
達成率	100.0%	66.7%	66.7%

3-4 居住系サービス

① 共同生活援助(グループホーム)

共同生活援助(グループホーム)の実績は、平成 24 年度では 6 人日分、平成 25 年度では 6 人日分、平成 26 年度見込みは 6 人日分です。第 3 期計画値を下回っています。当サービスは、利用者のニーズが高いにも関わらず地域に受入先が少ない状況となっています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
計画	6 人日分	7 人日分	9 人日分
実績	6 人日分	6 人日分	6 人日分
達成率	100.0%	85.7%	66.7%

② 施設入所支援

利用人数の実績は、平成 24 年度では 9 人分、平成 25 年度では 11 人分、平成 26 年度見込みは 11 人分です。達成率が 100%を超える理由の 1 つとして、地域移行が進んでいないことが挙げられますが、介護者の高齢化に伴い利用者のニーズの減少はない状況となっています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
計画	10 人分	9 人分	8 人分
実績	9 人分	11 人分	11 人分
達成率	90.0%	122.2%	137.5%

3-5 相談支援

すべての障がい福祉サービスの利用者について、サービス等利用計画の作成が必要とされていますが、河南町だけでなく大阪府内全域で進んでいない状態です。セルフケアプランの活用により、計画値へ少しでも近づけていきます。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
計画相談支援	計画	6 人分	6 人分	9 人分
	実績	0 人分	0 人分	7 人分
	達成率	0.0%	0.0%	77.8%
地域移行支援	計画	1 人分	2 人分	3 人分
	実績	0 人分	0 人分	0 人分
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	計画	1 人分	2 人分	3 人分
	実績	0 人分	0 人分	0 人分
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

3-6 障がい児支援サービス

障がい児支援サービスは第3期計画で見込量の設定を行っていないため、実績のみの記載となります。

① 児童発達支援

児童発達支援の実績は、平成 24 年度では 53 人分、平成 25 年度では 60 人分、平成 26 年度見込みは 121 人分です。事業所が少ないなかで確実に増えています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
実績	53 人分	60 人分	121 人分

② 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援の実績は、平成 24 年度では 17 人分、平成 25 年度では 0 人分、平成 26 年度見込みは 0 人分です。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
実績	17 人分	0 人分	0 人分

③ 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスの実績は、平成 24 年度では 50 人分、平成 25 年度では 92 人分、平成 26 年度見込みは 141 人分です。当サービスは、利用者のニーズが高く、今後も増加が予想されます。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
実績	50 人分	92 人分	141 人分

④ 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援の実績は、平成 24 年度では 1 回/月、平成 25 年度では 1 回/月、平成 26 年度見込みは 2 回/月です。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
実績	1 回/月	1 回/月	2 回/月

⑤ 障がい児相談支援

障がい児相談支援の実績は、平成 24 年度では 0 人分、平成 25 年度では 0 人分、平成 26 年度見込みは 1 人分です。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
実績	0 人分	0 人分	1 人分

4. 地域生活支援事業の提供状況

4-1 相談支援事業

相談支援事業は、障がい者相談支援・基幹相談支援センター・成年後見人制度利用支援ともにほぼ計画通り進んでいます。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
障がい者相談支援	計画	4か所	4か所	5か所
	実績	4か所	4か所	5か所
	達成率	100%	100%	100%
基幹相談支援センター	計画	有	有	有
	実績	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	計画	無	有	有
	実績	有	有	有
成年後見制度利用支援	計画	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人

4-2 意思疎通支援事業

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
手話通訳者派遣事業	計画	3人分/年	3人分/年	3人分/年
	実績	2人分/年	2人分/年	1人分/年
	利用件数	66.7%	66.7%	33.3%
要約筆記者派遣事業	計画	0人分/年	0人分/年	0人分/年
	実績	0人分/年	0人分/年	0人分/年
	利用件数	0.0%	0.0%	0.0%
手話通訳者設置事業	計画	0人分/年	0人分/年	0人分/年
	実績	0人分/年	0人分/年	0人分/年
	利用件数	0.0%	0.0%	0.0%

4-3 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付事業は、「自立生活支援用具」「情報・意思疎通支援用具」「排せつ管理支援用具」の実績はほぼ計画値どおりといえます。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
介護訓練支援用具	計画	3 件	3 件	3 件
	実績	0 件	1 件	1 件
	達成率	0.0%	33.3%	33.3%
自立生活支援用具	計画	2 件	2 件	2 件
	実績	5 件	5 件	4 件
	達成率	250.0%	250.0%	200.0%
在宅療養等支援用具	計画	3 件	3 件	3 件
	実績	2 件	4 件	1 件
	達成率	66.7%	133.3%	33.3%
情報・意思疎通支援用具	計画	1 件	1 件	1 件
	実績	2 件	2 件	1 件
	達成率	200.0%	200.0%	100.0%
排せつ管理支援用具	計画	376 件	376 件	376 件
	実績	289 件	318 件	370 件
	達成率	76.9%	84.6%	98.4%
住宅改修費	計画	3 件	3 件	3 件
	実績	1 件	0 件	1 件
	達成率	33.3%	0.0%	33.3%

4-4 移動支援事業(ガイドヘルパー)

第3期計画値と比較して、利用人数は上回っていますが、利用時間数は下回っています。その理由は、現在町の支給決定量は計画値を上回っていますが、実態として通所施設等の日中活動サービスを利用されていて、全般的な移動支援を利用する機会が減少しているためと考えられます。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
利用人数	計画	16 人分	20 人分	24 人分
	実績	21 人分	27 人分	28 人分
	達成率	131.3%	135.0%	116.7%
利用時間数	計画	3,744 時間	4,680 時間	5,620 時間
	実績	2,483 時間	3,041 時間	3,146 時間
	達成率	66.3%	65.0%	56.0%

4-5 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、第3期計画値を下回っています。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	
基礎的事業	計画	2 箇所	2 箇所	2 箇所	
	実績	1 箇所	1 箇所	0 箇所	
	達成率	50.0%	50.0%	0.0%	
	計画	11 人/年	11 人/年	11 人/年	
	実績	0 人/年	0 人/年	0 人/年	
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%	
機能強化事業	地域活動支援Ⅰ型	計画	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		実績	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%
	地域活動支援Ⅱ型	計画	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		実績	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
	地域活動支援Ⅲ型	計画	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		実績	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%

4-6 任意事業

日中一時支援事業の実績は減少しています。当サービスの利用は減っているものの、放課後等デイサービスなど他の選択肢が増えているので、そちらのサービスの利用が増えているものと考えられます。

社会参加促進事業は、平成 24 年度は 145 人、平成 25 年度は 148 人、平成 26 年度は 174 人となっています。計画を下回っている理由は、町が主催するレクリエーションの場以外にも、社会参加できる機会が増えてきているからと考えられます。

訪問入浴サービス事業は、現在は地域生活支援事業での利用者はいません。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
日中一時支援 (日帰りショート分)	計画	15 人/年	20 人/年	25 人/年
	実績	10 人	13 人	10 人
	達成率	66.7%	65.0%	40.0%
社会参加促進事業	計画	160 人	200 人	240 人
	実績	145 人	148 人	174 人
	達成率	90.6%	74.0%	108.8%
訪問入浴サービス事業	計画	2 人/年	3 人/年	5 人/年
	実績	1 人	0 人	0 人
	達成率	50.0%	0.0%	0.0%

5. アンケート調査結果(概要)

5-1 調査の概要

■調査の概要

対象者 : 河南町内在住者で平成 26 年度に障がい福祉サービスの利用実績がある人のうち、65 歳未満の者のなかから対象者を抽出(65 歳以上は介護保険が優先となるため、本アンケートの対象外とした)

調査数 : 77 人

回収数 : 45 人

回収率 : 58.4%

調査方法 : 郵送により配布、記入後、返送による回収

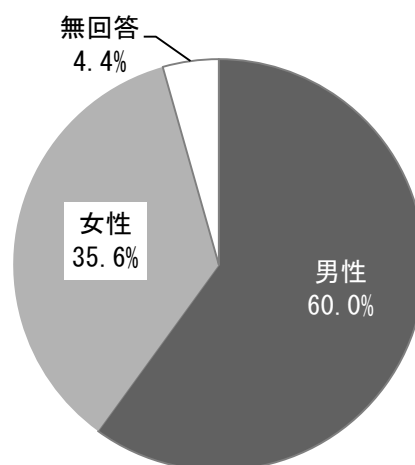
■報告書の見方

- 回答結果は、少数第 2 位を四捨五入して、それぞれの割合を示しています。そのため、単数回答(複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答(複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対するそれぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%をこえる場合があります。
- 図表中の「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。
- 文中では、身体障害者手帳所持者を「身体障がい者」、療育手帳所持者を「知的障がい者」、精神障害者保健福祉手帳所持者を「精神障がい者」と表記しています
- 図表中の凡例においては、身体障害者手帳所持者を「身体」、療育手帳所持者を「知的」、精神障害者保健福祉手帳所持者を「精神」と表記しています。
- (SA)は単数回答の設問、(MA)は複数回答の設問、(数量)は数字の直接回答の設問を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

5-2 回答者の概要

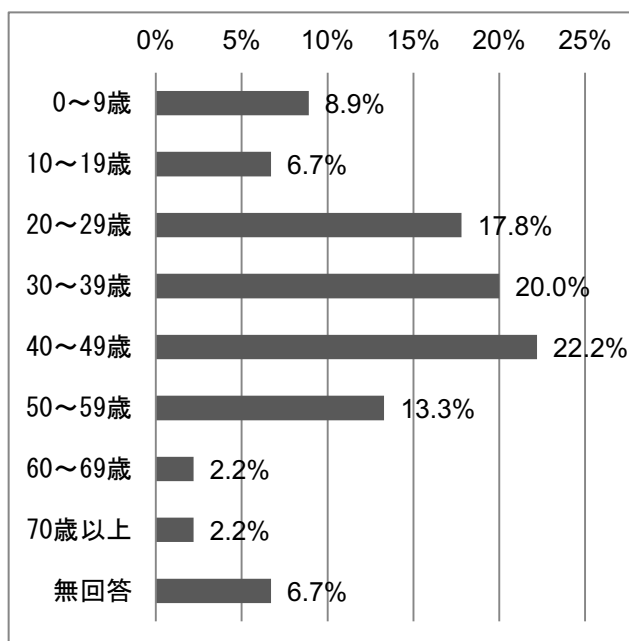
1. あなたの男女別を教えてください。(SA)

男女別についてみると、「男性」が60.0%、「女性」が35.6%となっています。



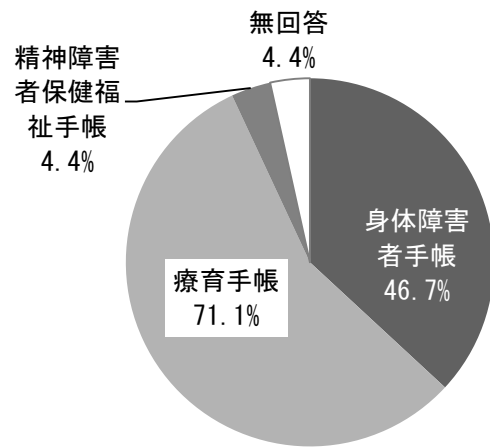
2. あなたの年齢は何歳ですか。(数量)

年齢についてみると、「40～49歳」が22.2%と最も多く、次いで「30～39歳」が20.0%となっています。



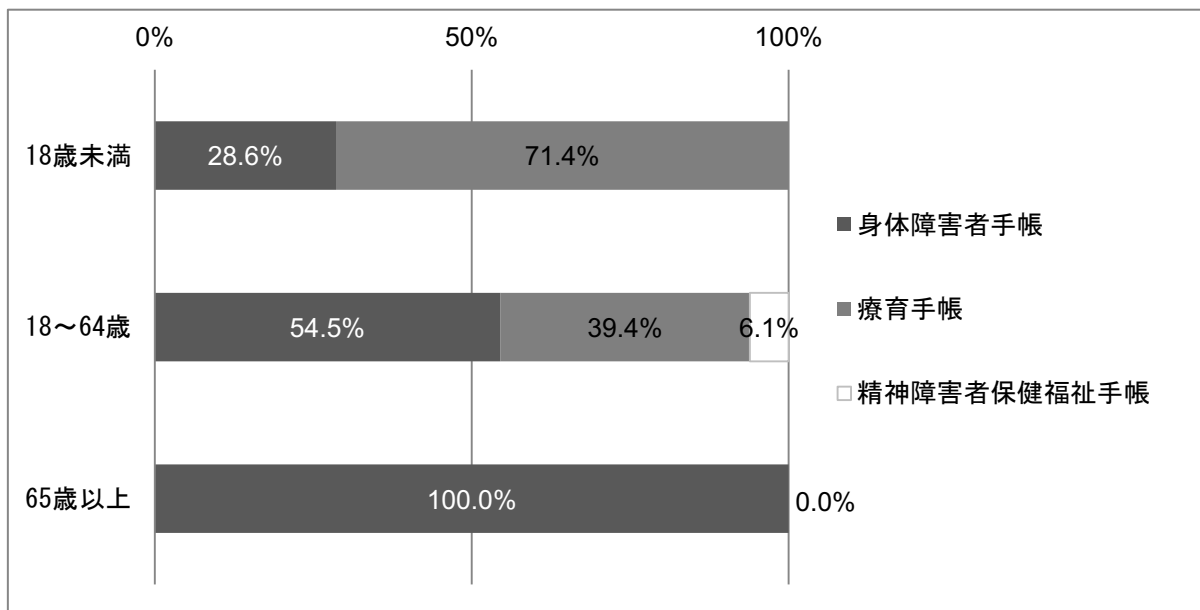
3. あなたが所持している障害者手帳は、次のどれですか。(MA)

障害者手帳の種別についてみると、「療育手帳」が71.7%と最も多く、次いで「身体障害者手帳」が46.7%、「精神障害者保健福祉手帳」が4.4%となっています。



年齢3区分では18歳未満では「療育手帳」が、18～64歳未満、65歳以上では「身体障害者手帳」が最も多くなっています。

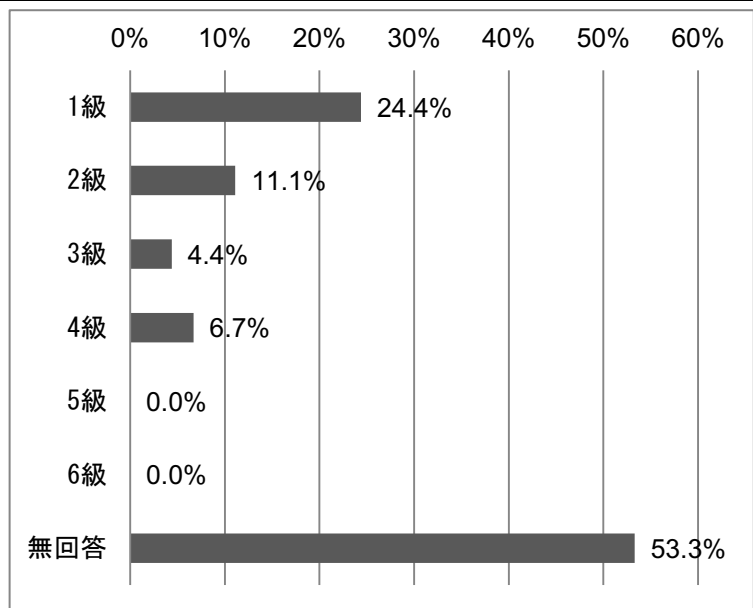
【年齢3区分別集計】



(1)身体障害者手帳

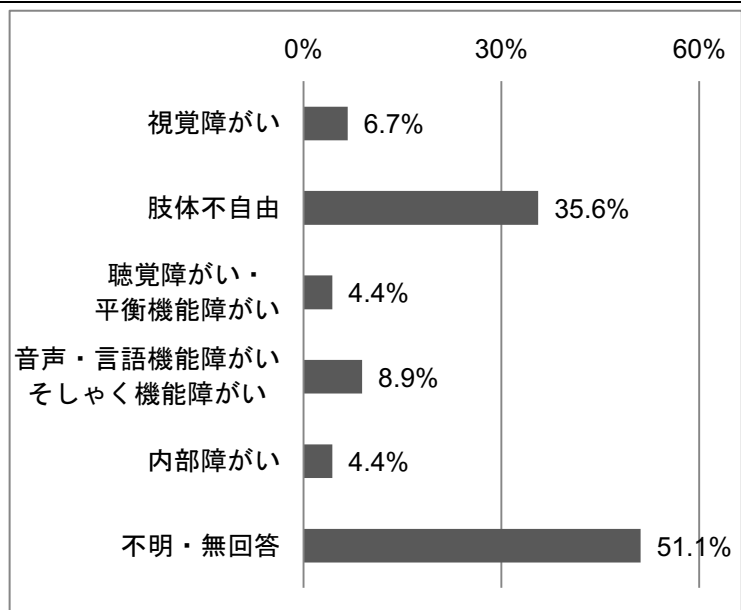
①「身体障害者手帳」の等級は、総合等級では何級ですか。(SA)

身体障害者手帳の等級についてみると、「1級」が24.4%と最も多く、次いで「2級」が11.1%、「4級」が6.7%となっています。



②どのような障がいですか。(MA)

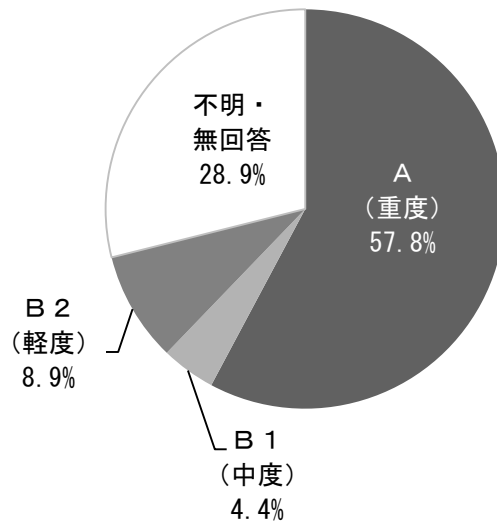
障がいの種別についてみると、「肢体不自由」が35.6%と最も多く、次いで「音声・言語機能障がい、そしゃく機能障がい」が8.9%となっています。



(2)療育手帳

「療育手帳」の判定は、次のいずれですか。(SA)

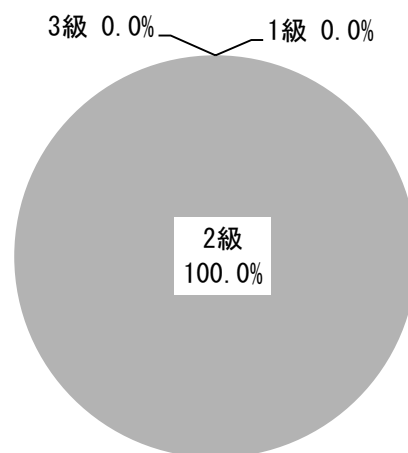
療育手帳の判定についてみると、「A (重度)」が57.8%と最も多く、次いで「B2」が8.9%、「B1」が4.4%となっています。



(3)精神障害者保健福祉手帳

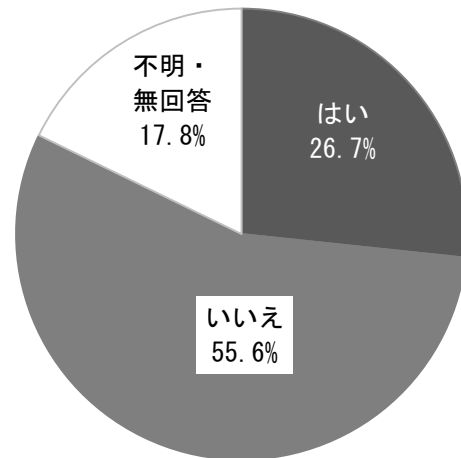
「精神障害者保健福祉手帳」の等級は、何級ですか。(SA)

精神障害者保健福祉手帳の等級についてみると、「2級」が100%となっています。



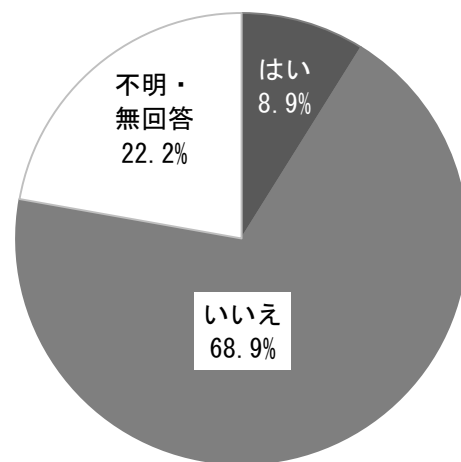
4. あなたは、発達障がいとして診断を受けていますか。(SA)

発達障がいとして診断を受けていますかという問いに対して「はい」が26.7%、「いいえ」が55.6%となっています。



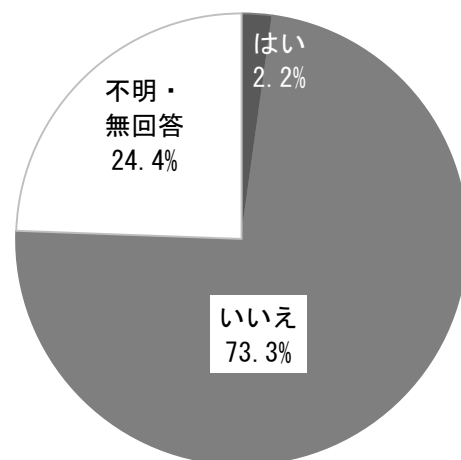
5. あなたは、難病(特定疾患)の認定を受けていますか。(SA)

難病(特定疾患)の認定を受けていますかという問いに対して「はい」が8.9%、「いいえ」が68.9%となっています。



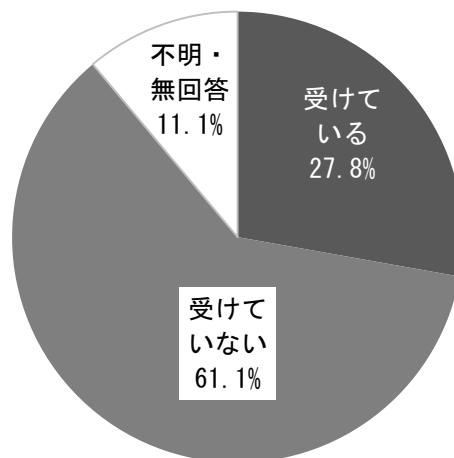
6. あなたは、高次機能障がいとしての診断を受けていますか。(SA)

高次機能障がいとしての診断を受けていますかという問いに対して「はい」が2.2%、「いいえ」が73.3%となっています。



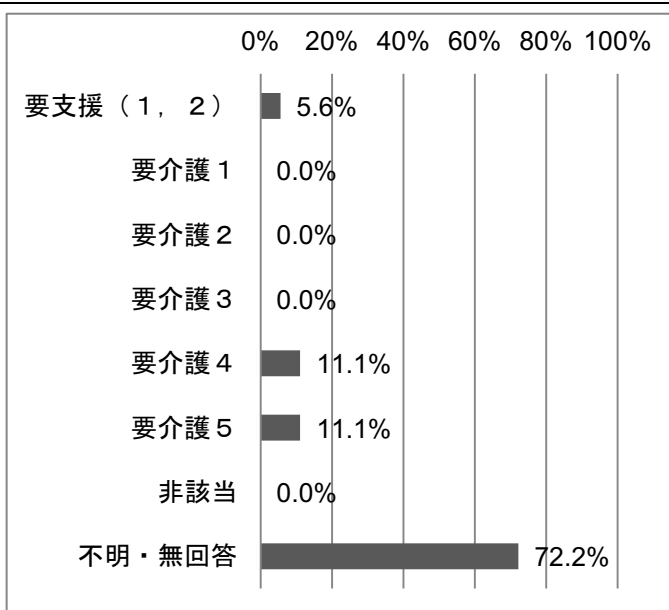
7. 現在40歳以上の方について、あなたは介護保険法の要介護認定を受けていますか。(SA)

介護保険法の要介護認定を受けていますかという問いに対して「受けている」が27.8%、「受けていない」が61.1%となっています。



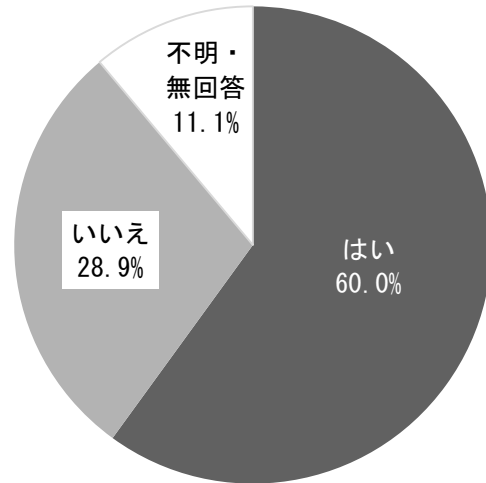
要介護度(SA)

要介護度についてみると、「要介護4」と「要介護5」が11.1%と最も多くなっています。



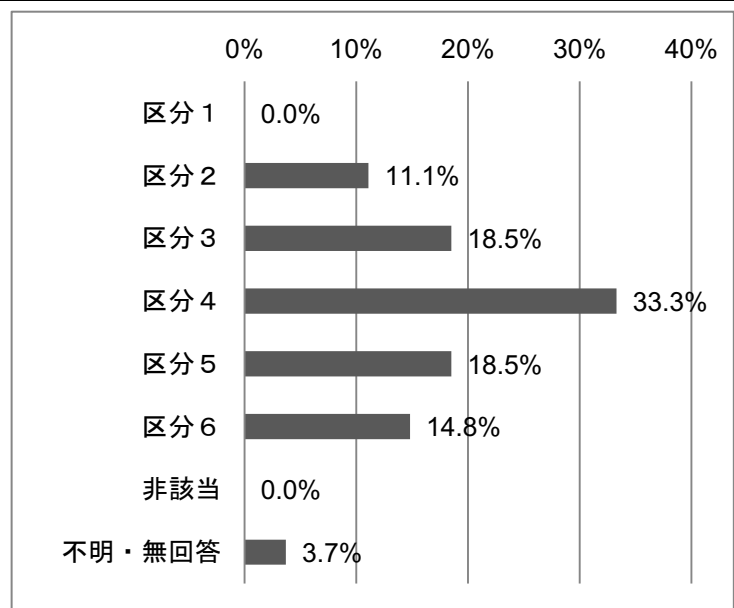
8. あなたは、障害者総合支援法の障害支援区分認定を受けていますか。受けている場合は、障害支援区分もお答えください。(SA)

障害者総合支援法の障害支援区分認定を受けていますかという問いに対して「はい」が60.0%、「いいえ」が28.9%となっています。



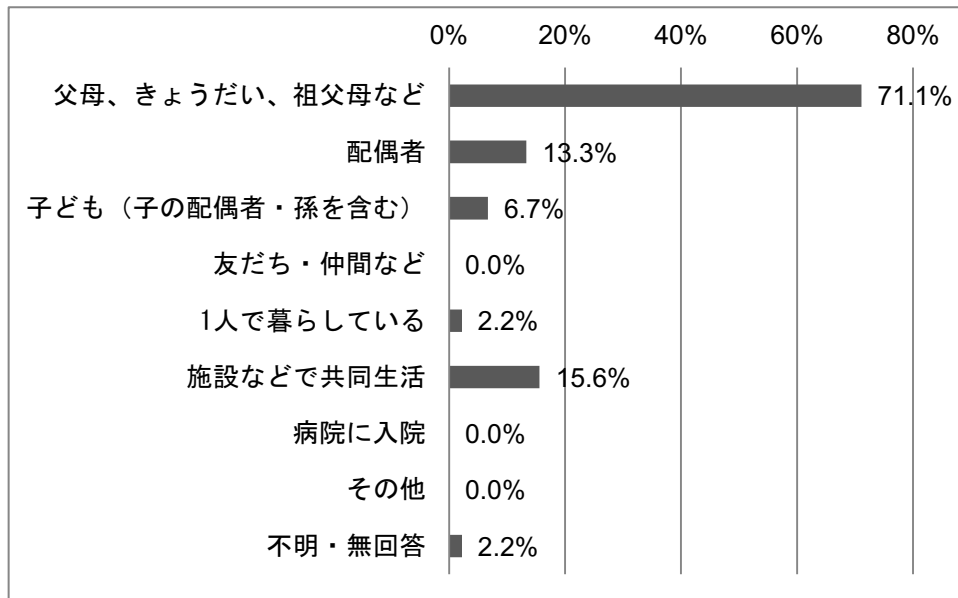
障害支援区分(SA)

障害支援区分についてみると、「区分4」が33.3%と最も多く、次いで「区分3」と「区分5」が18.5%となっています。



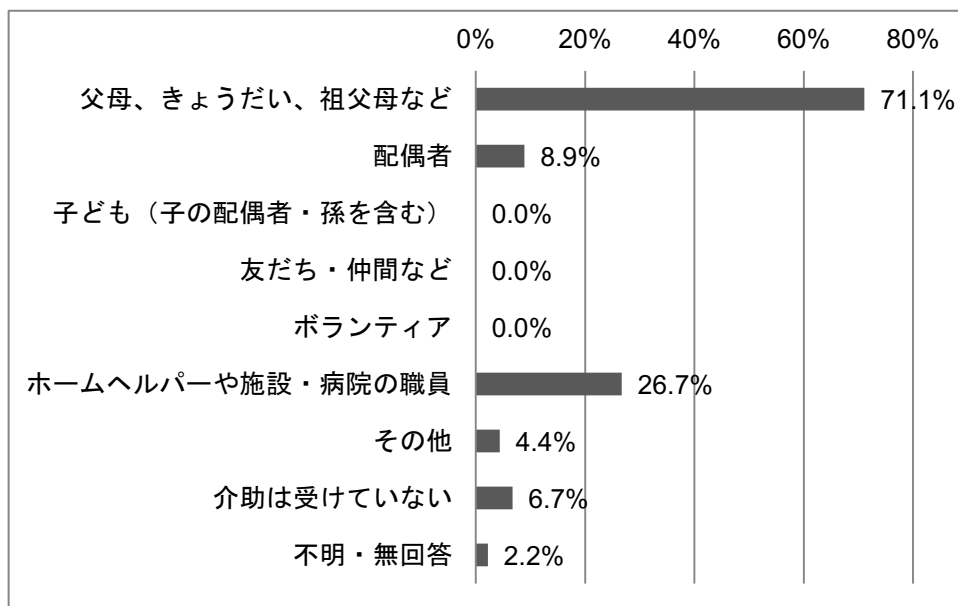
9. 現在、あなたと一緒に暮らしている人は、どなたですか。あなたからみた続柄で、該当する方をお答えください。(MA)

同居者についてみると、「父母、きょうだい、祖父母など」が71.1%と最も多く、次いで「施設などで共同生活」が15.6%となっています。



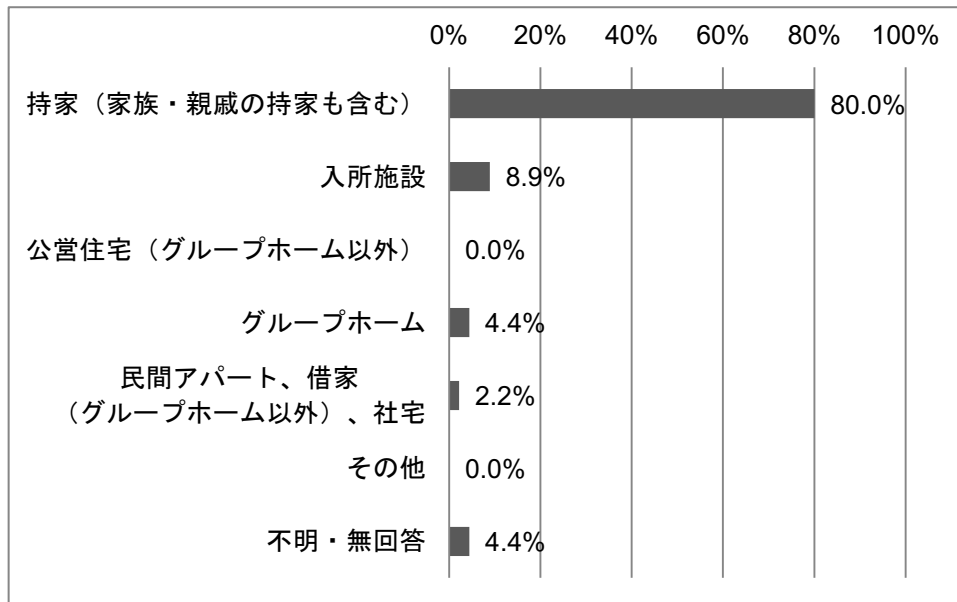
10. ふだん、あなたを介助しているのは、どなたですか。(MA)

介助者についてみると、「父母、きょうだい、祖父母など」が71.1%と最も多く、次いで「ホームヘルパーや施設・病院の職員」が26.7%となっています。



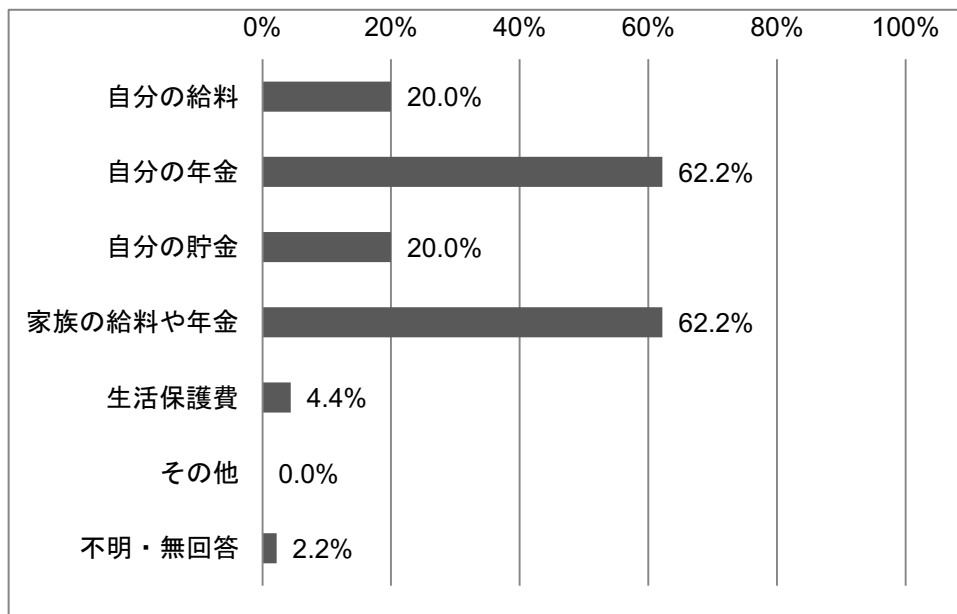
11. あなたは、どこで暮らしていますか。(SA)

生活の場についてみると、「持ち家(家族・親戚の持ち家も含む)」が80.0%と最も多く、次いで「入所施設」が8.9%となっています。



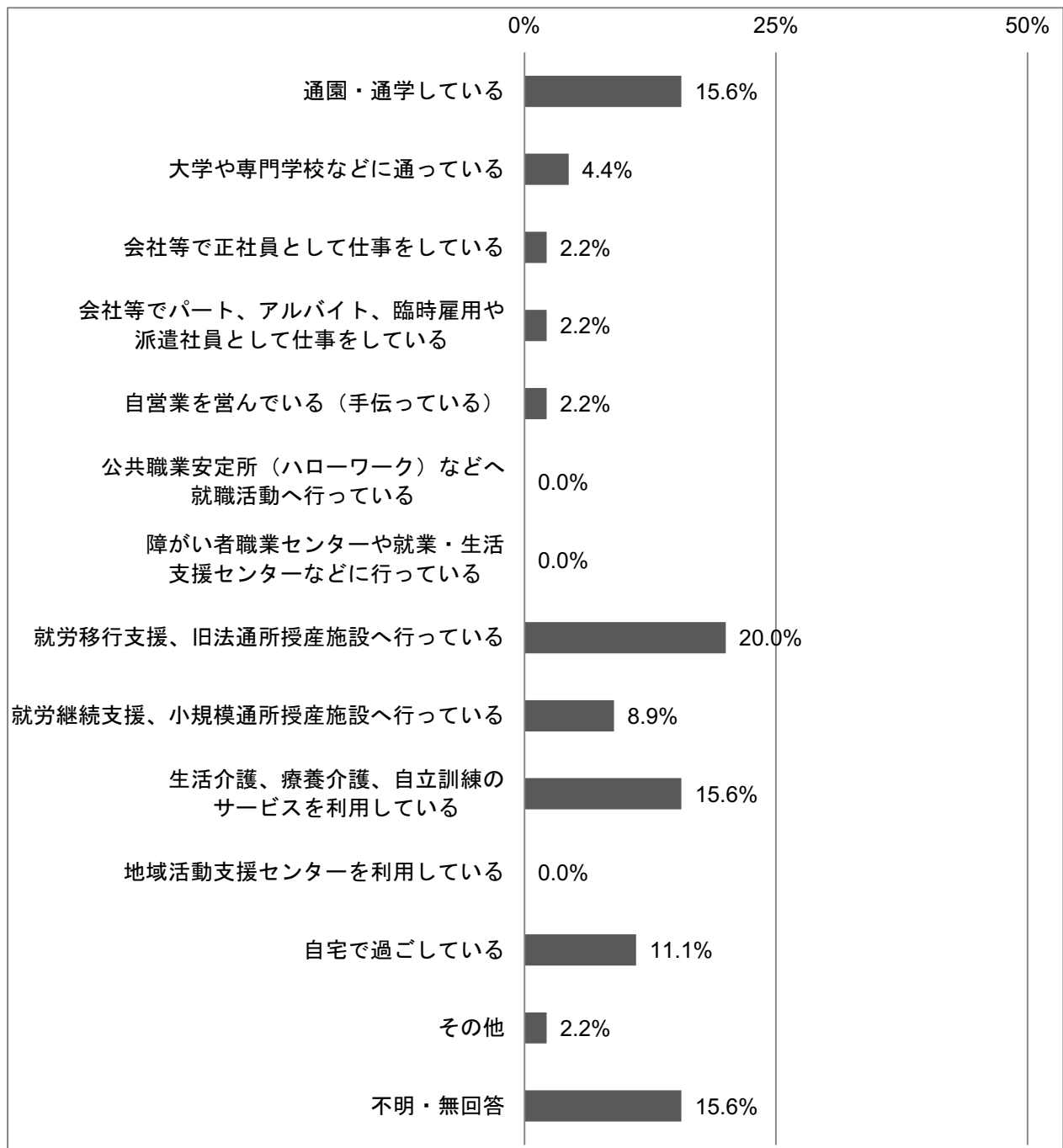
12. あなたの生活を支えている収入は何ですか。(MA)

生活を支えている主な収入についてみると、「自分の年金」と「家族の給料や年金」が62.2%と最も多くなっています。



13. 普段、あなたはどのような活動をしていますか。(SA)

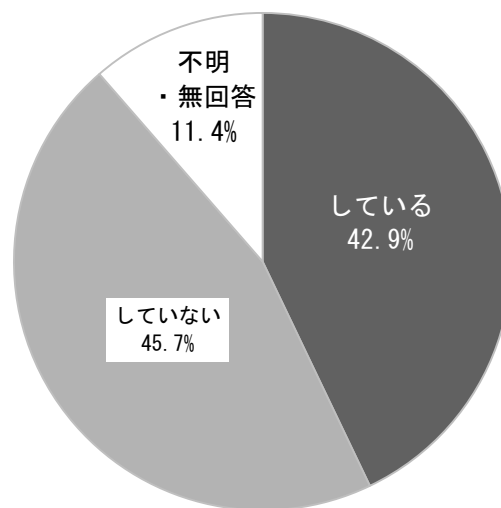
日中の活動についてみると、「就労移行支援、旧法通所授産施設へ行っている」が20.0%と最も多く、次いで「通園・通学している」「生活介護、療養介護、自立訓練のサービスを利用している」が15.6%となっています。



5-3 就労について

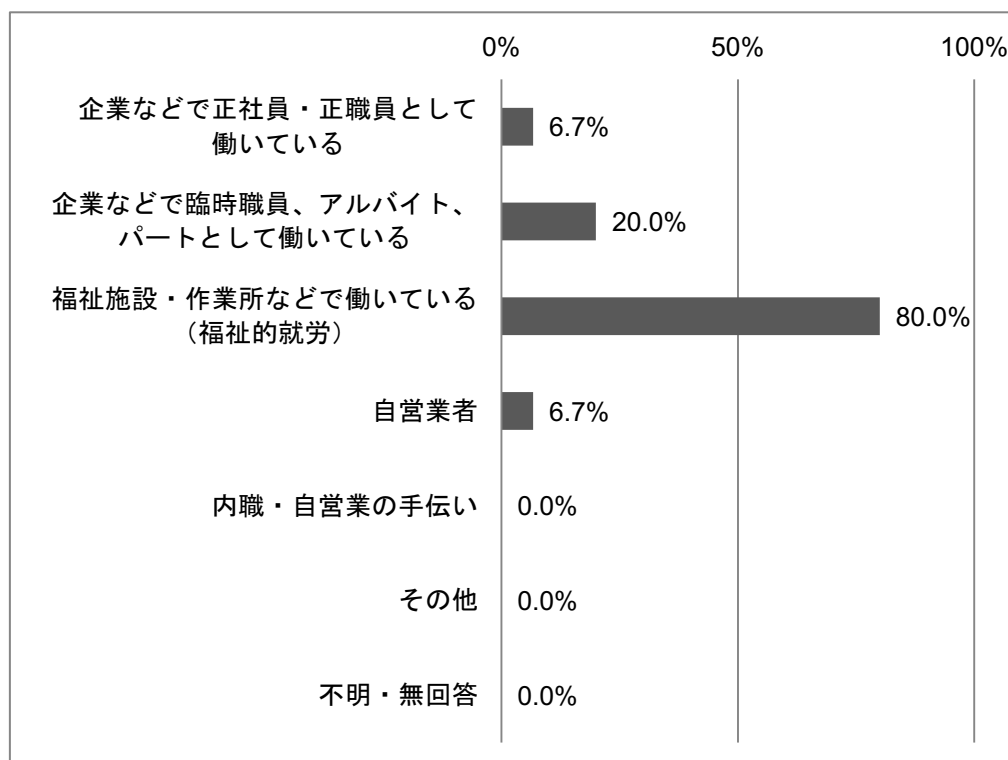
1. あなたは、仕事をしていますか。(SA)

就労についてみると、「している」が42.9%、「していない」が45.7%となっています。



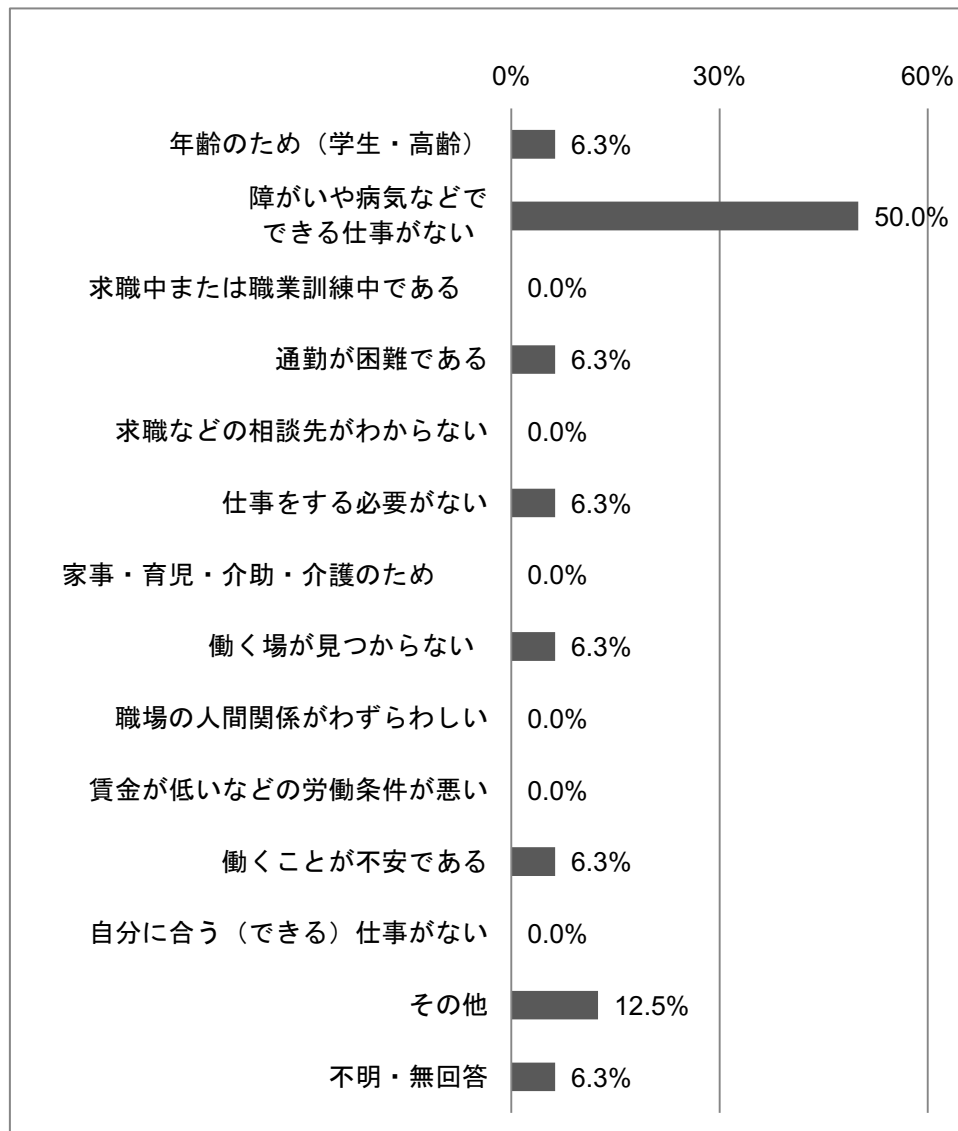
2. 上記で「している」と回答した方はどこで働いていますか。(SA)

働き先についてみると、「福祉施設・作業所などで働いている(福祉的就労)」が80.0%と最も多く、次いで「企業などで臨時職員、アルバイト、パートとして働いている」が20.0%となっています。



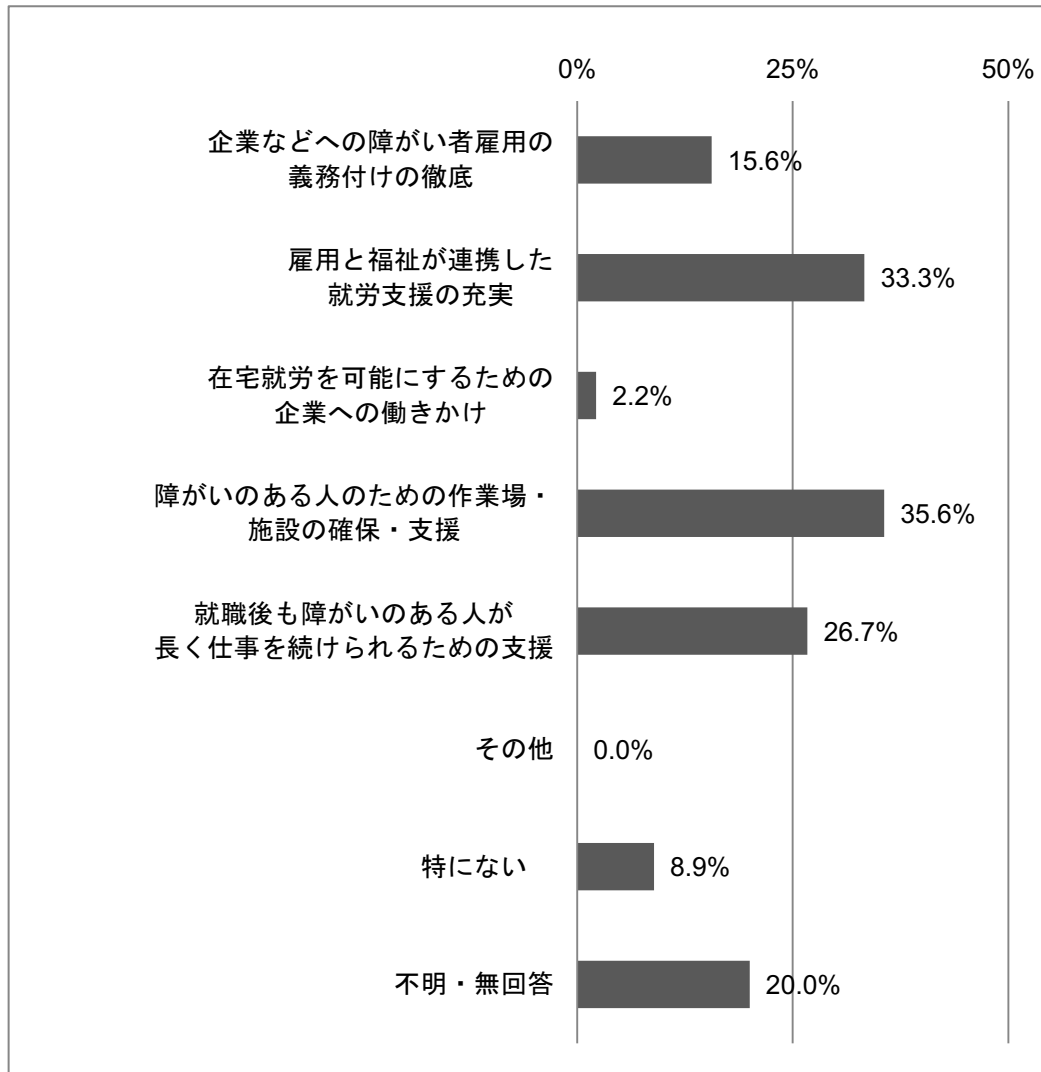
3. 上記で「していない」と回答した方は、働いていない主な理由はなにですか。(SA)

働いていない理由についてみると、「障がいや病気などで、できる仕事がない」が50.0%と最も多くなっています。



4. あなたは、障がいのある人の働く環境に関して、どのようなことが必要だと思いますか。(MA)

障がいのある人の働く環境についてみると、「障がいのある人のための作業場・施設の確保・支援」が35.6%と最も多く、次いで「雇用と福祉が連携した就労支援の充実」が33.3%となっています。

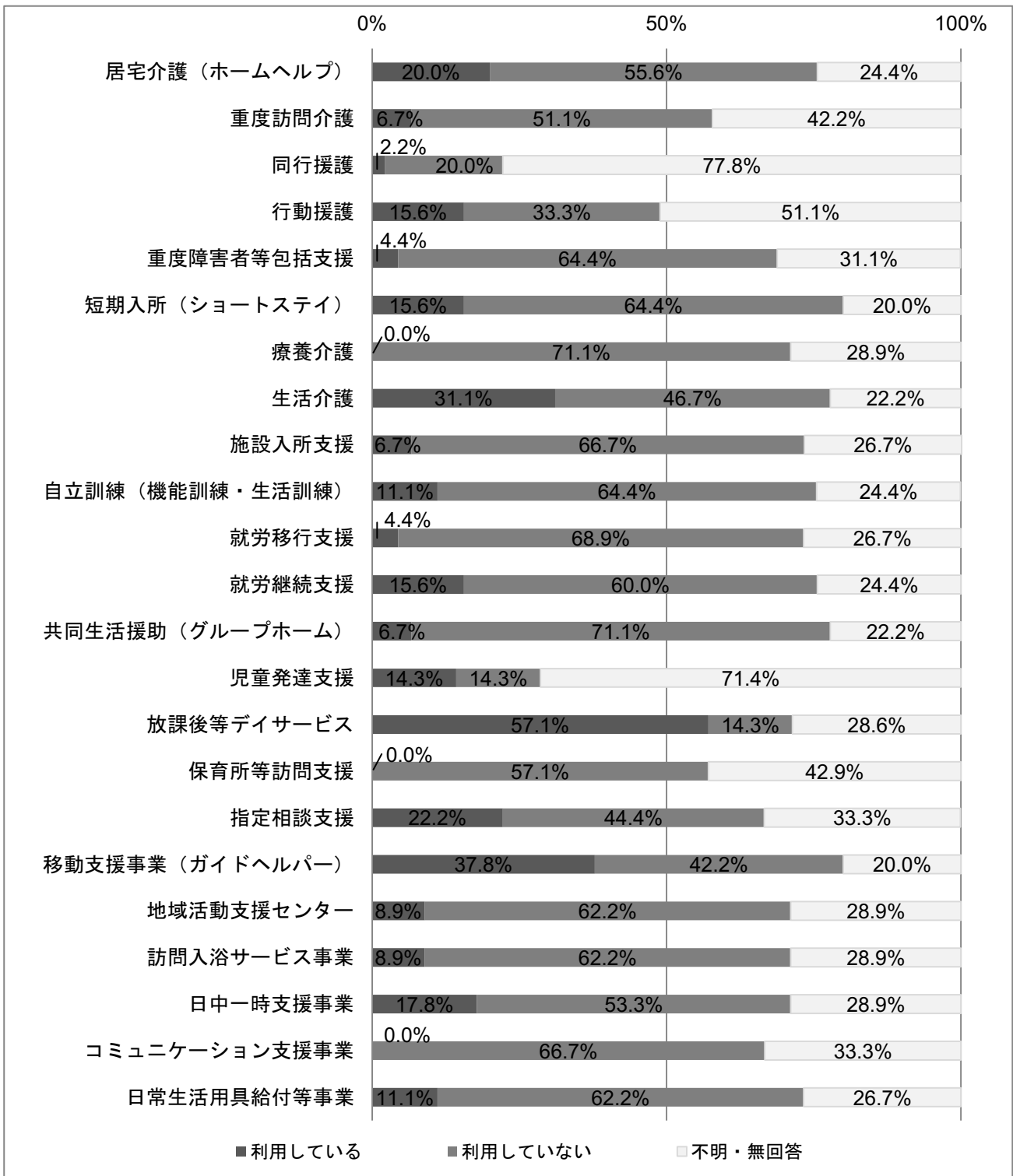


5-4 各種サービスについて

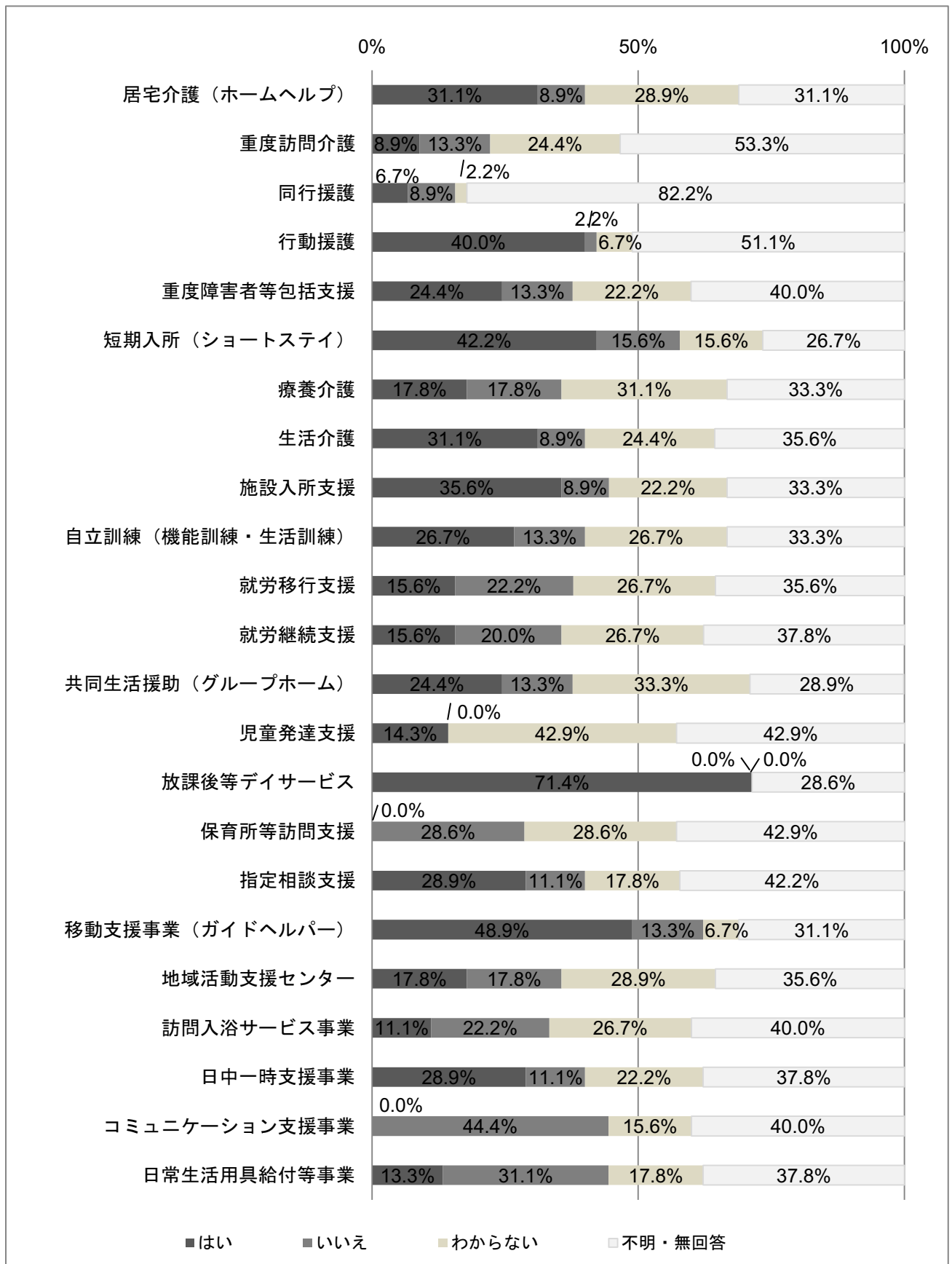
1. 各種サービスの利用状況や利用意向を教えてください。(SA)

特に利用意向で「はい」と答えられた方は、現在もしくは近い将来にサービスを利用する可能性や意思があるということを示し、「わからない」と答えられた方は将来的には利用するかもしれないという潜在的需要や利用意向があるものと推察されます。

【利用度】



【利用意向】



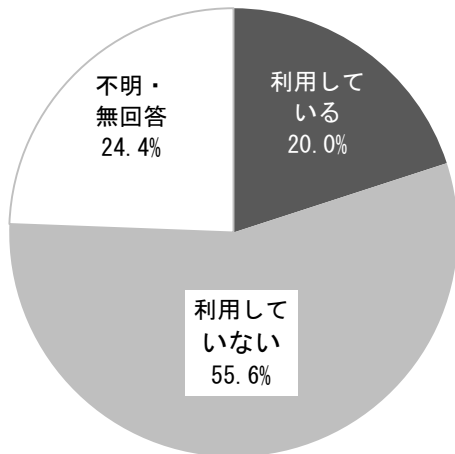
■訪問系サービス

(1)居宅介護(ホームヘルプ)(SA)

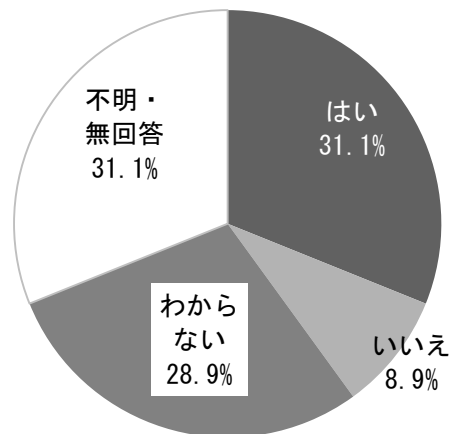
自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

居宅介護(ホームヘルプ)についてみると、「利用している」が20.0%、「利用していない」が55.6%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が31.1%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

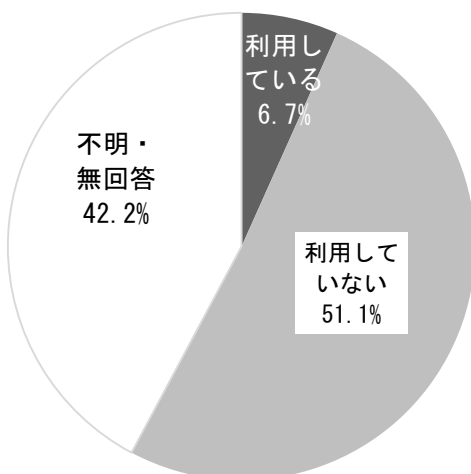


(2)重度訪問介護(SA)

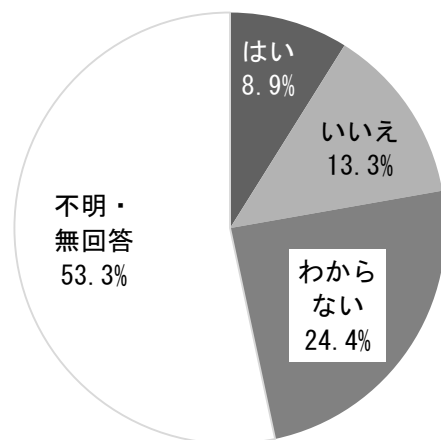
身体障がいのある方で、重度で常時介護を必要とする人に、自宅での総合的な介護を行います。

重度訪問介護についてみると、「利用している」が6.7%、「利用していない」が51.1%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が8.9%と若干高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

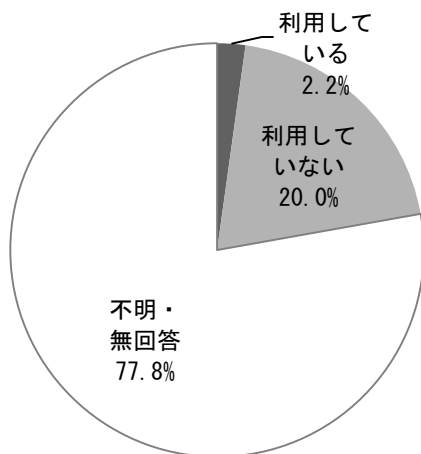


(3) 同行援護(SA)

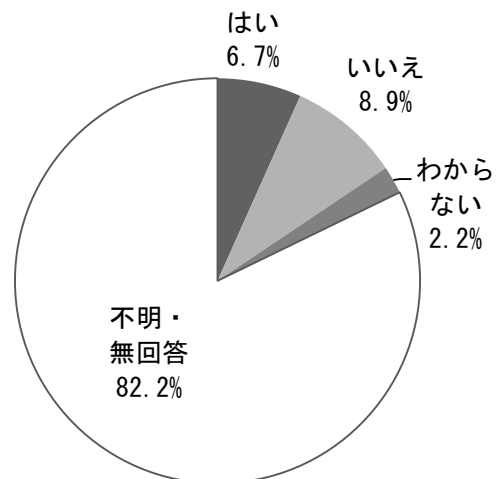
視覚障がいのある方で、視覚の障がいにより移動に著しい困難がある方に対して、外出時の移動支援を行います。

同行援護についてみると、「利用している」が2.2%、「利用していない」が20.0%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が6.7%と若干高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

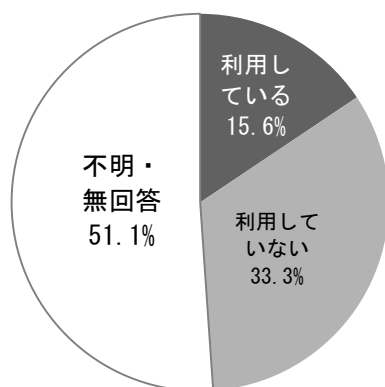


(4) 行動援護(SA)

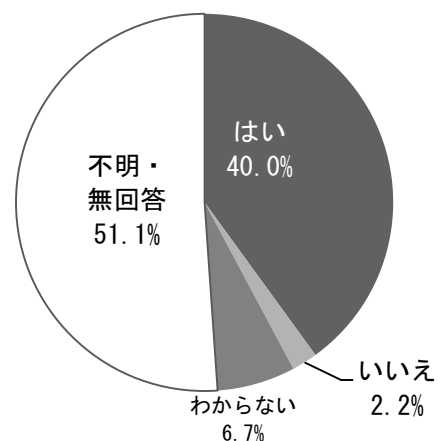
知的・精神障がいのある方で、行動上著しい困難がある方に対して、外出時の移動支援を行います。

行動援護についてみると、「利用している」が15.6%、「利用していない」が33.3%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が40.0%と高くなっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

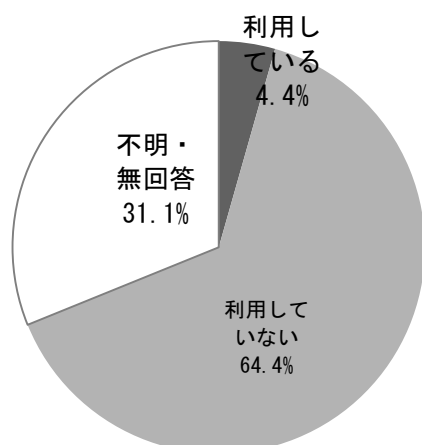


(5) 重度障害者等包括支援(SA)

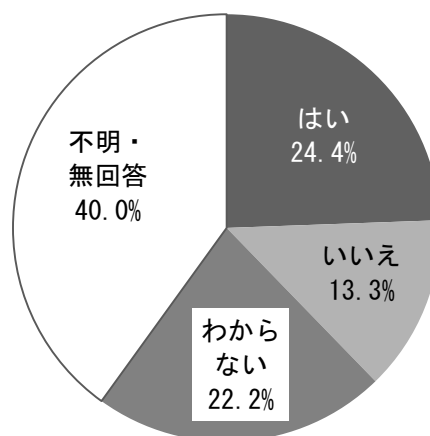
常時介護の必要性が著しく高い人に、複数のサービスを包括的に行います。

重度障害者等包括支援についてみると、「利用している」が4.4%、「利用していない」が64.4%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が24.4%となっており、潜在需要、利用意向はあると思われます。

【利用度】



【利用意向】



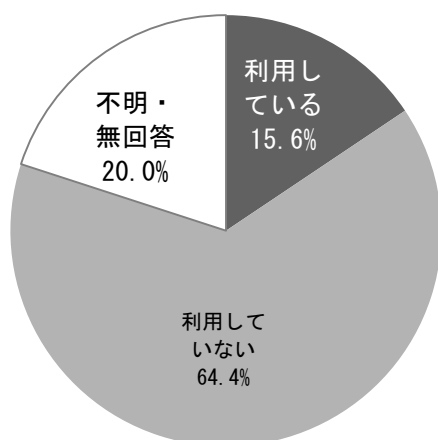
■短期入所

(6) 短期入所(ショートステイ)(SA)

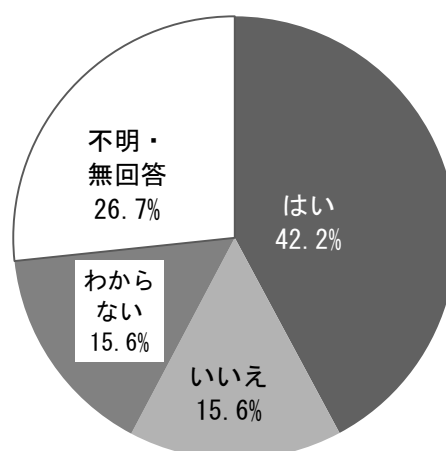
短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

短期入所(ショートステイ)についてみると、「利用している」が15.6%、「利用していない」が64.4%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が42.2%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】



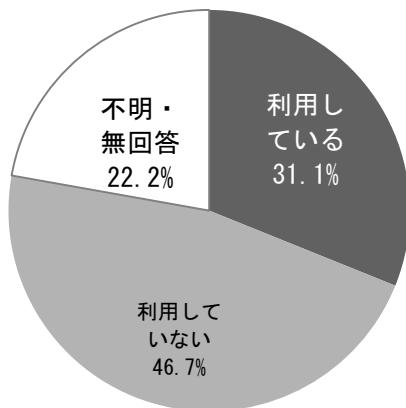
■日中活動系サービス

(7)生活介護(SA)

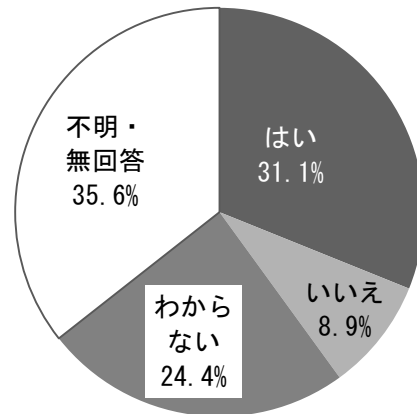
昼間(ひるま)に介護や創作的活動または生産活動の機会を提供します。

生活介護についてみると、「利用している」が31.1%、「利用していない」が46.7%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が31.1%と高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

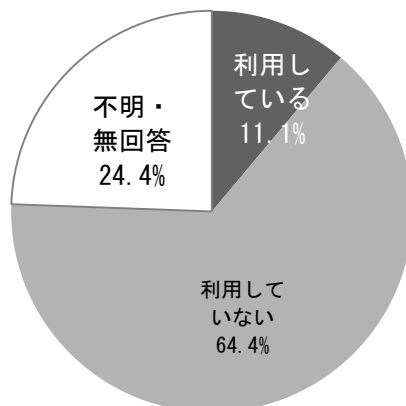


(8)自立訓練(機能訓練・生活訓練)(SA)

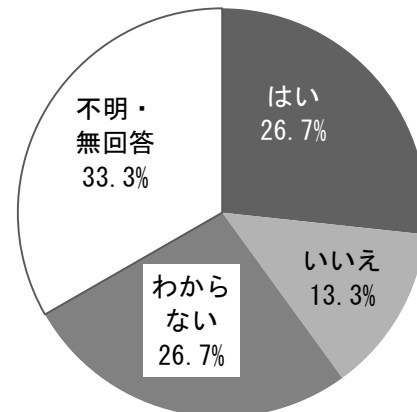
自立した日常生活や社会生活ができるよう、必要な訓練を行います。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)についてみると、「利用している」が11.1%、「利用していない」が64.4%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が26.7%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

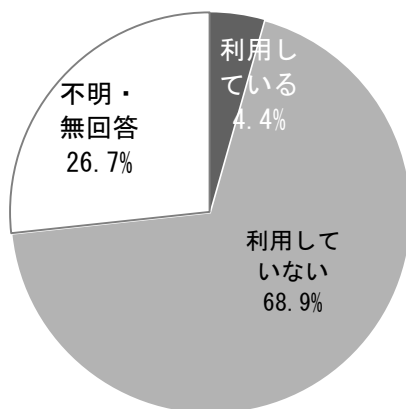


(9) 就労移行支援(SA)

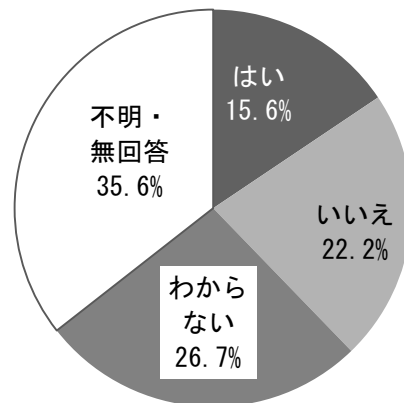
一定期間、就労に必要な訓練を行います。

就労移行支援についてみると、「利用している」が4.4%、「利用していない」が68.9%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が15.6%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

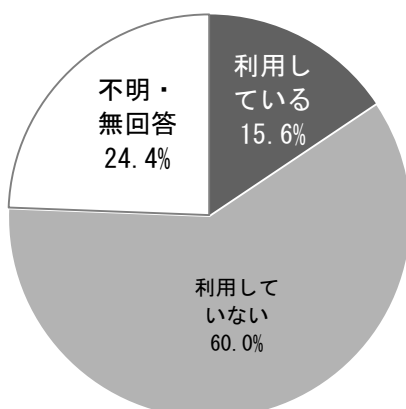


(10) 就労継続支援 [A型：雇成型] または [B型：雇成型] (SA)

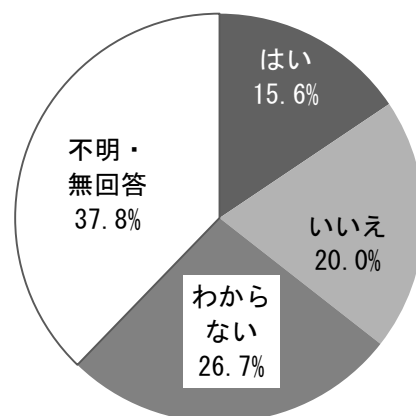
就労が困難な人に、働く場を提供します。

就労継続支援についてみると、「利用している」が15.6%、「利用していない」が60.0%となっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が15.6%となっています。

【利用度】



【利用意向】

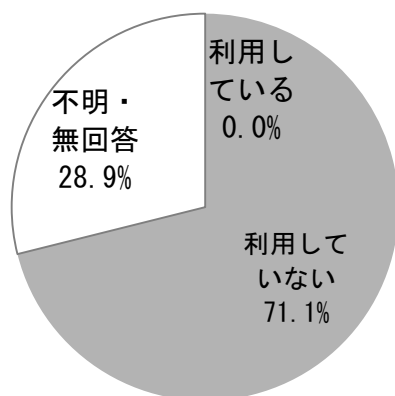


(11)療養介護(SA)

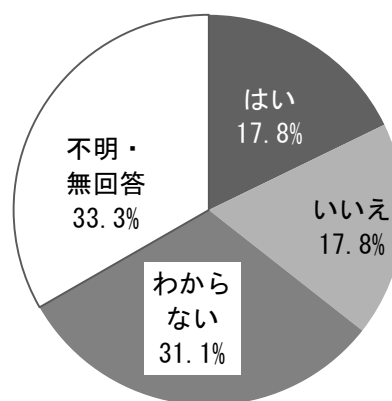
医療機関で日常生活の援助を行います。

療養介護についてみると、「利用している」と答えた方はおらず、「利用していない」が71.1%と利用度は低くなっています。実際には数名の利用者がいるのですが、アンケートの回答者に当サービスの利用者が含まれていなかったためと考えられます。一方、利用意向は、今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が17.8%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】



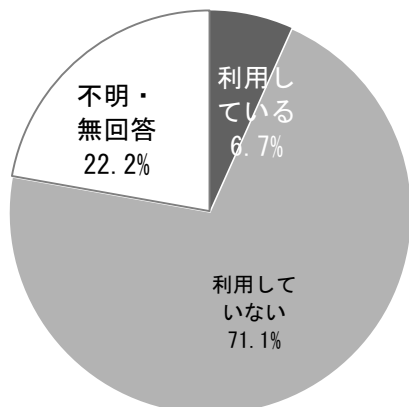
■居住系サービス

(12)共同生活援助(グループホーム)(SA)

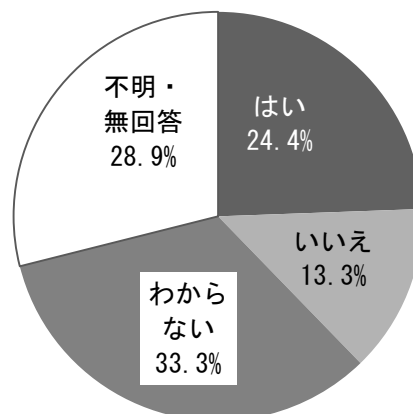
夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

共同生活援助(グループホーム)についてみると、「利用している」が6.7%、「利用していない」が71.1%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が24.4%となっており、潜在需要、利用意向は高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

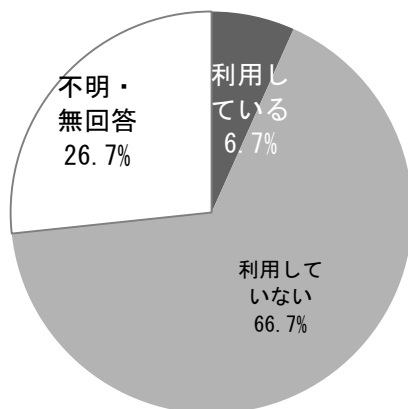


(13)施設入所支援(SA)

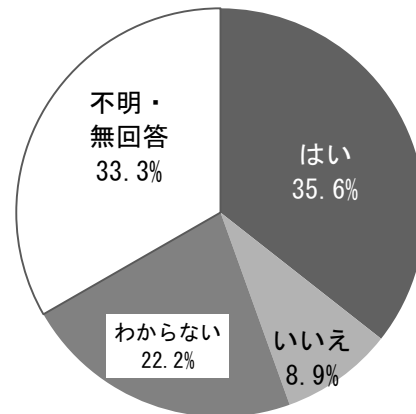
施設に入所する人に、夜間・休日の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

施設入所支援についてみると、「利用している」が6.7%、「利用していない」が66.7%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が35.6%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】



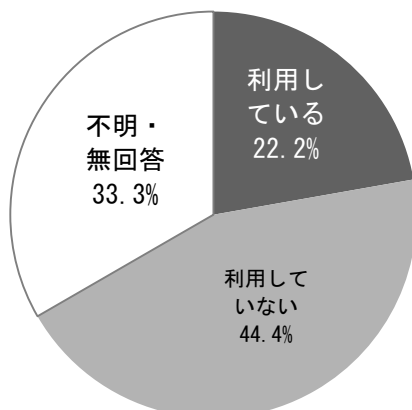
■相談支援

(14)指定相談支援(SA)

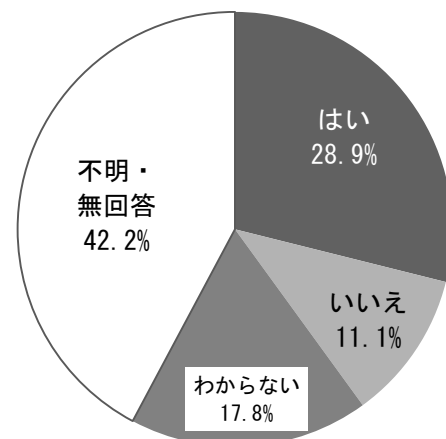
計画相談支援給付、地域移行支援給付、地域定着支援給付、障害児支援利用援助など、相談支援専門員がサービス利用計画の作成や地域での生活の悩みなどの相談を行います。

指定相談支援についてみると、「利用している」が22.2%、「利用していない」が44.4%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が28.9%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】



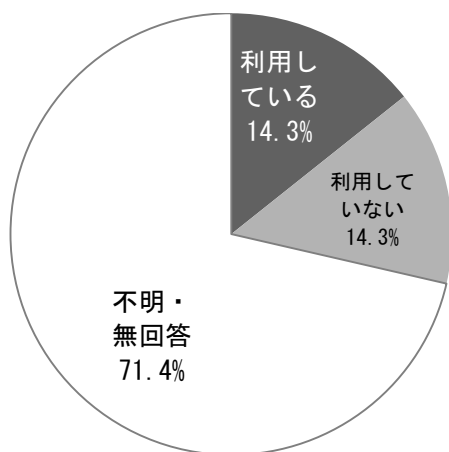
■障害児通所支援

(15) 児童発達支援(SA)

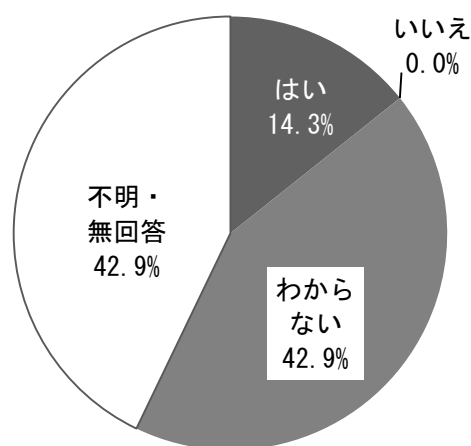
18歳未満の方のうち、未就学児が家庭から通所しながら、日常生活や集団生活への適用訓練などを行います。

児童発達支援についてみると、「利用している」が14.3%、「利用していない」が14.3%となっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が14.3%となっています。

【利用度】



【利用意向】

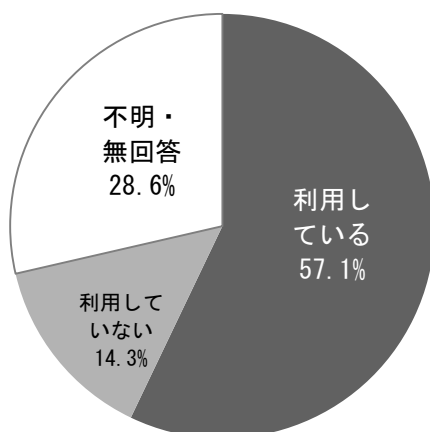


(16) 放課後等デイサービス(SA)

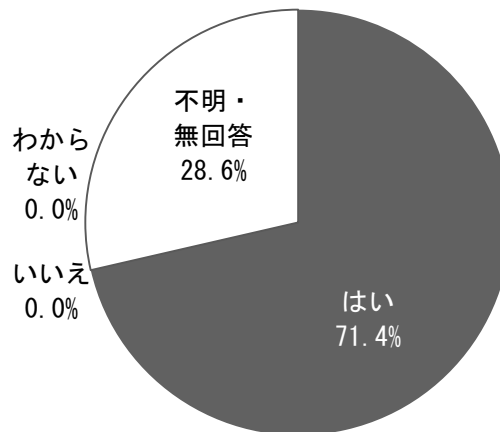
18歳未満の方のうち、就学児が通所しながら、日常生活や集団生活への適用訓練などを行います。

放課後等デイサービスについてみると、「利用している」が57.1%、「利用していない」が14.3%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が71.4%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

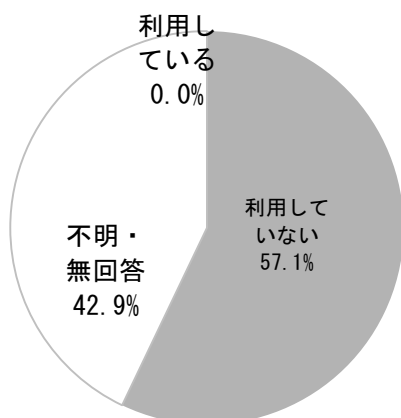


(17) 保育所等訪問支援(SA)

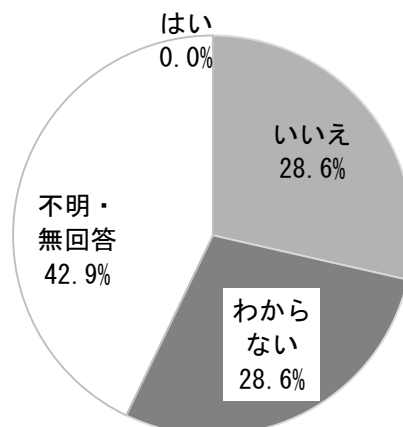
18歳未満の方のうち、保育所や幼稚園等に支援員が訪問し、集団生活に適應できるように支援を行います。

保育所等訪問支援についてみると、「利用している」と答えた方がおられず、「利用していない」が57.1%と利用度は低くなっています。利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」と答えた方はおられませんでした。

【利用度】



【利用意向】



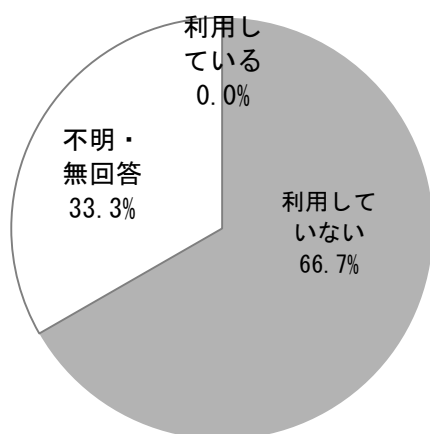
■地域生活支援事業

(18) コミュニケーション支援事業(SA)

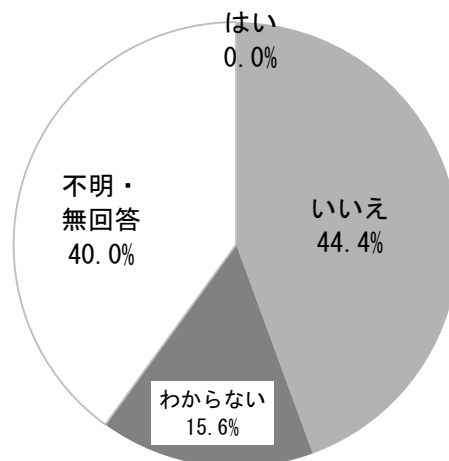
手話通訳、要約筆記を派遣する事業などを行います。

コミュニケーション支援事業についてみると、「利用している」と答えられた方はおられず、「利用していない」が66.7%となっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」と答えた方はおられませんでした。これは、今回のアンケート対象者のなかに聴覚障がいの方がいなかったことによるもので、実際には利用者もあり、利用意向もあります。

【利用度】



【利用意向】

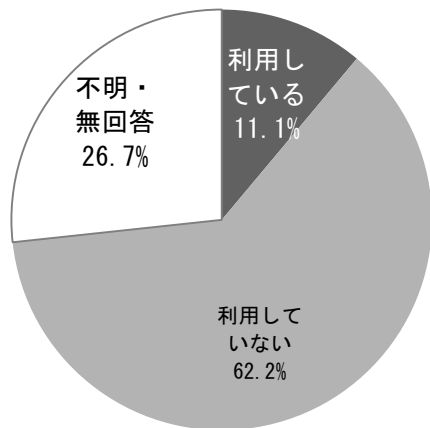


(19)日常生活用具給付等事業(SA)

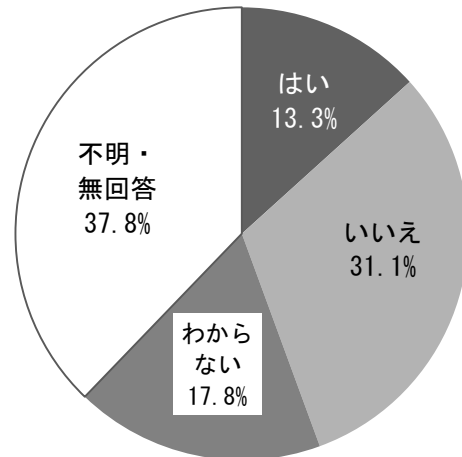
補装具以外で、日常生活を便利にする用具の給付を行います。

日常生活用具給付等事業についてみると、「利用している」が11.1%、「利用していない」が62.2%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が13.3%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりもやや高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

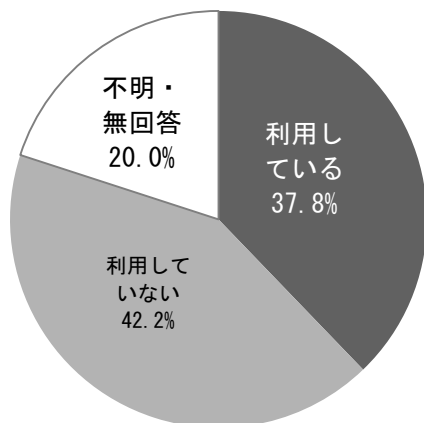


(20)移動支援事業(ガイドヘルパー)(SA)

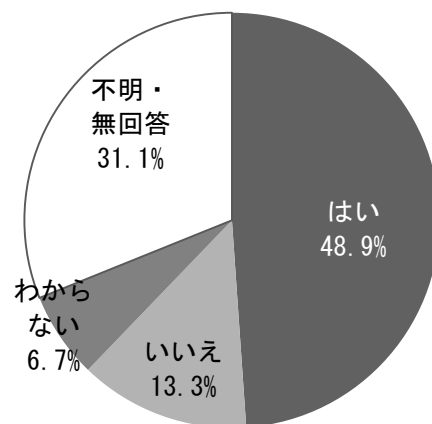
屋外への移動が困難な人が外出のための支援を受けるサービス。

移動支援事業(ガイドヘルパー)についてみると、「利用している」が37.8%、「利用していない」が42.2%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が48.9%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

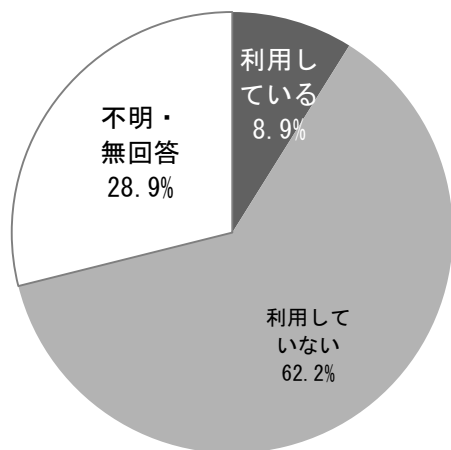


(21) 地域活動支援センター(SA)

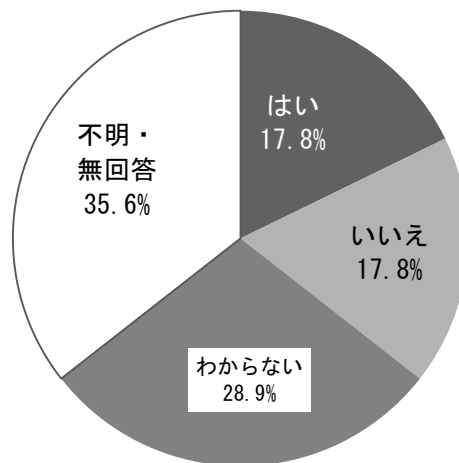
創作的活動や生産活動の機会を提供します。

地域活動支援センターについてみると、「利用している」が8.9%、「利用していない」が62.2%となっていますが、当利用者は介護保険での利用者と思われれます。河南町において、障がい福祉サービスの当該サービスの利用者は現在いません。利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が17.8%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

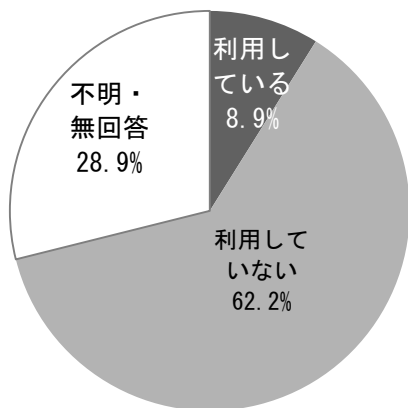


(22) 訪問入浴サービス事業(SA)

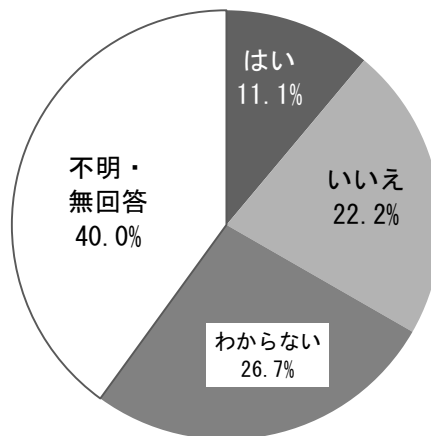
施設から浴槽を運び、自宅で入浴サービスを提供します。

訪問入浴サービス事業についてみると、「利用している」が8.9%、「利用していない」が62.2%となっていますが、当利用者は介護保険での利用者と思われれます。河南町において、障がい福祉サービスの当該サービスの利用者は現在いません。利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が11.1%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



【利用意向】

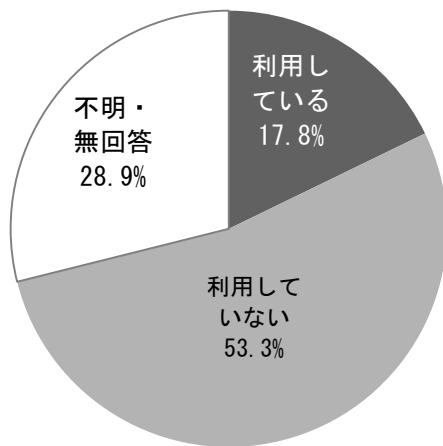


(23) 日中一時支援事業(SA)

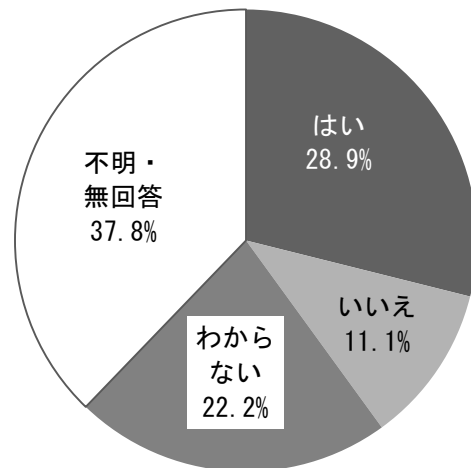
日中における活動の場の確保を支援します。

日中一時支援事業についてみると、「利用している」が17.8%、「利用していない」が53.3%と利用度は低くなっていますが、利用意向でみると今後利用したいですかの問いに対して「はい」の割合が28.9%となっており、潜在需要、利用意向は利用者よりも高くなっています。

【利用度】



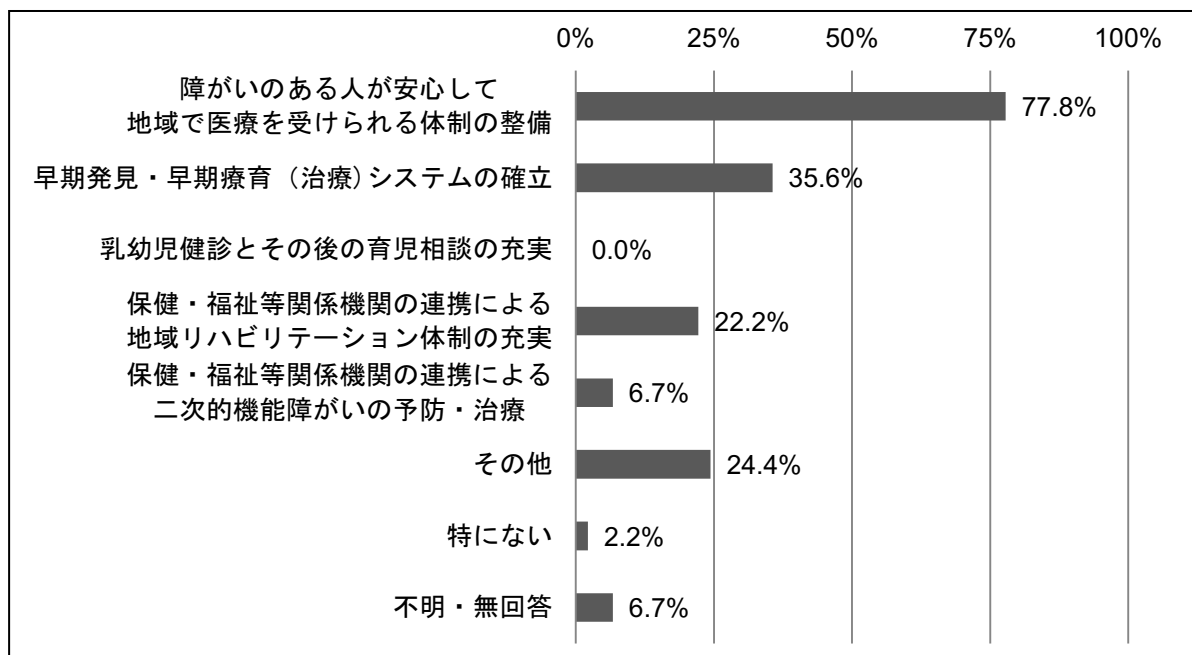
【利用意向】



5-5 保健・医療について

あなたは、障がいのある人の保健・医療に関し、どのようなことが必要と思いますか。(MA)

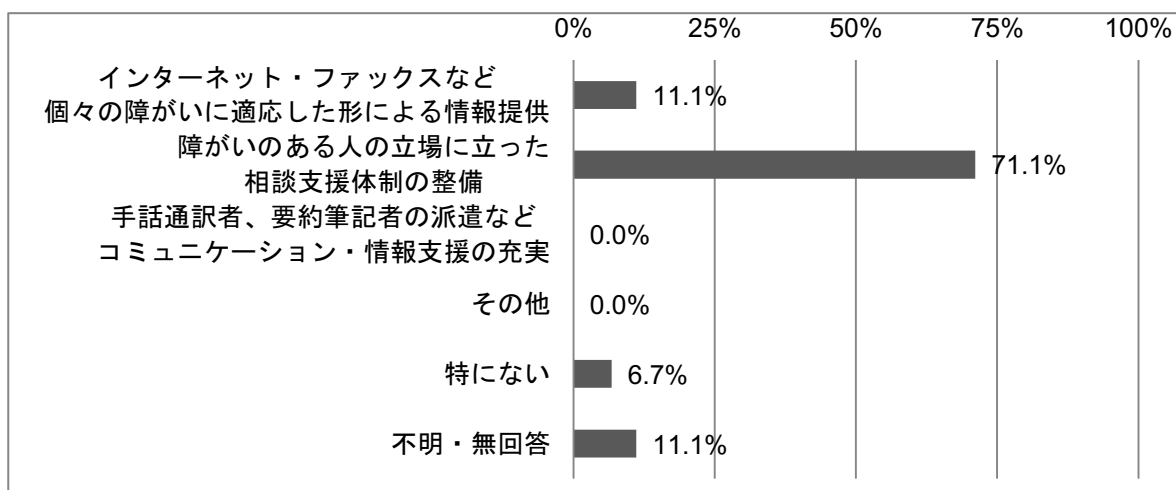
障がいのある人の保健・医療についてみると、「障がいのある人が安心して地域で医療を受けられる体制の整備」が77.8%と最も多く、次いで「早期発見・早期療育(治療)システムの確立」が35.6%となっています。



5-6 情報について

あなたは、障がいのある人の情報収集・コミュニケーションに関し、どのようなことが必要と思いますか。(SA)

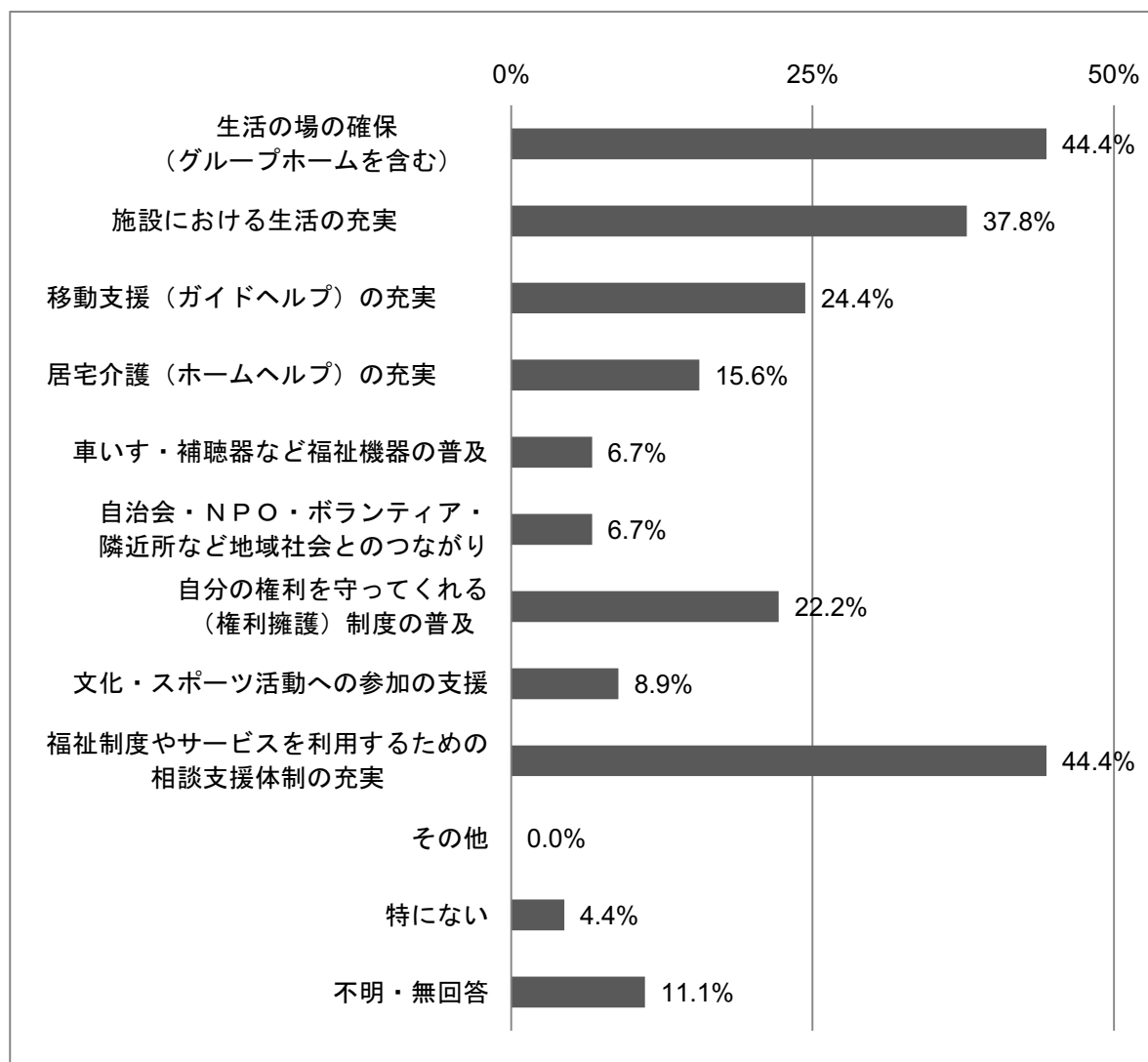
障がいのある人の情報収集・コミュニケーションについてみると、「障がいのある人の立場に立った相談支援体制の整備」が71.1%と最も多く、次いで「インターネット・ファックスなど、個々の障がいに適応した形による情報提供」が11.1%となっています。



5-7 必要な支援・サービスについて

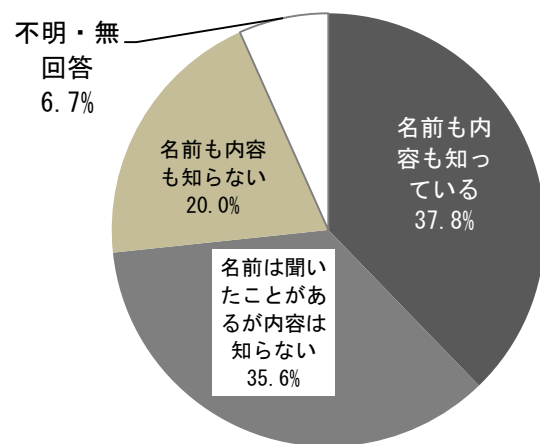
1. あなたが毎日の生活を送る上で、特に必要な支援制度・サービスは、次のどれですか。
(MA)

特に必要な支援制度・サービスについてみると、「生活の場の確保(グループホームを含む)」と「福祉制度やサービスを利用するための相談支援体制の充実」が44.4%と最も多く、次いで「施設における生活の充実」が37.8%となっています。



2. 成年後見制度についてご存知ですか。(SA)

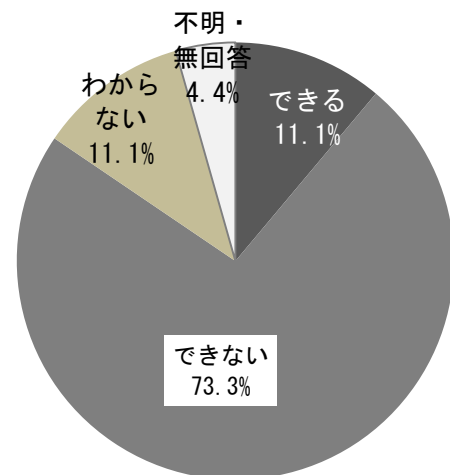
成年後見制度についてご存知ですかという問いに対して「名前も内容も知っている」が37.8%、「名前は聞いたことがあるが内容は知らない」が35.6%、「名前も内容も知らない」が20.0%となっています。



5-8 災害に備えて

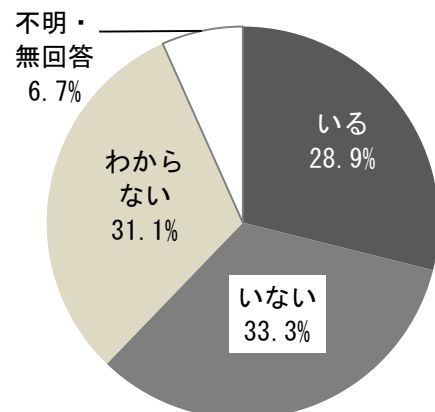
1. 火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(SA)

火事や地震等の災害時に一人で避難できますかという問いに対して「できる」が11.1%、「できない」が73.3%、「わからない」が11.1%となっています。



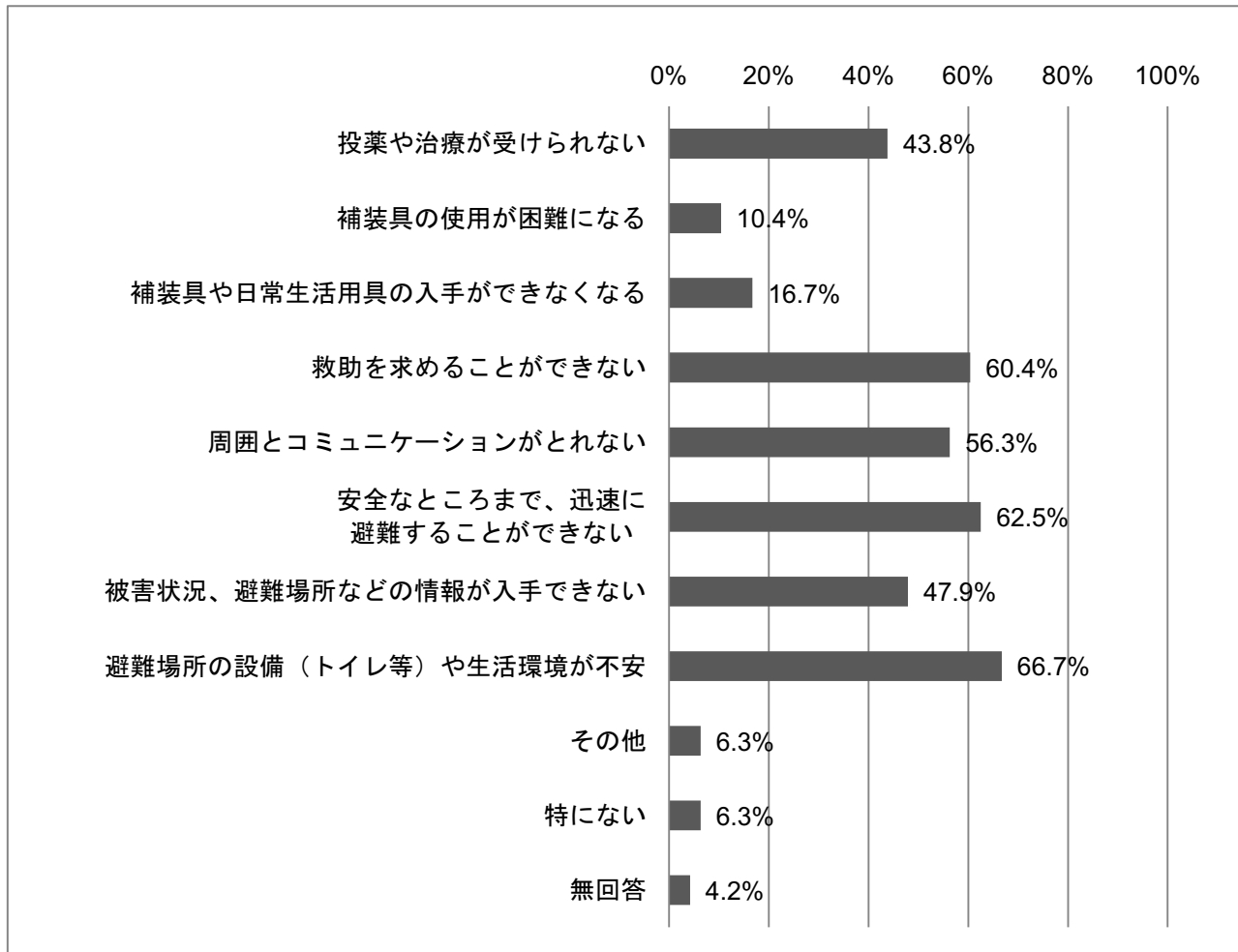
2. 家族が不在のときや一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか (SA)

家族が不在のときや一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますかという問いに対して「いる」が28.9%、「いない」が33.3%、「わからない」が31.1%となっています。



3. 火事や地震等の災害時に困ることはなんですか。(MA)

火事や地震等の災害時に困ることについてみると、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が66.7%と最も多く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」が62.5%となっています。



第3章 第4期計画の基本方針

1. 基本方針

1-1 基本的視点

1 障がいのある人の自己決定・自己選択の尊重

障がいのあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供基盤の整備に努めていきます。

2 障がい福祉サービスのさらなる充実

障がいのある人が、必要なサービスを適正かつ迅速に受け取ることができるよう、サービス提供事業者をはじめ、保健・医療・福祉・教育など、障がいのある人にかかわる多様な機関の連携を強化し、スムーズに支援できるような体制の整備と、提供するサービスの質の向上を図り、障がい福祉サービスの充実に努めていきます。

3 地域生活移行や就労支援等に対するサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、サービス提供事業所や従事者の充実を図るとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、地域社会やボランティア、民間、NPOなどによる非公式な援助活動など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

1-2 障がい福祉サービスの基盤整備にあたっての基本的考え方

◆必要な訪問系サービスを保障

精神障がいのある人に必要なサービスを充実させていくとともに、住み慣れた家で、在宅を希望する方には可能な限りその希望するサービスを保障します。

◆希望する障がいのある人に日中活動サービスを保障

障がいのある人が希望する適切な日中活動サービスを保障します。

◆グループホームの充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

施設入所・入院から地域生活への移行を進めるため、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立支援協議会を活用して、地域定着に適した整備を行います。

◆福祉的就労から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉的就労から一般就労への移行を進めるとともに、福祉的就労施設における雇用の場の拡大を図ります。

2. 平成 29 年度の目標値の設定

2-1 入所施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、

- ・平成 25 年度末時点の施設入所者のうち 12%以上が平成 29 年度末までに地域生活に移行すること
- ・平成 29 年度末時点での施設入所者数を平成 25 年度末時点における施設入所者数から 4%以上削減すること

を、それぞれ目指しています。現在の入所施設利用者は、重度者や独居者など、入所の必要性の高い人となっています。グループホームの利用を促進し、必要に応じて地域への移行を支援します。新規入所者は、入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定します。河南町の場合、平成 25 年度末時点の施設入所支援者数は 10 人となっており、

- ・地域移行者の目標値は 3 人
- ・入所者の削減の目標数は 3 人

と定めることとします。

2-2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

国の基本指針では、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」に示された方向性を踏まえ、

- ・入院後 3 か月時点の退院率の上昇
- ・入院後 1 年時点の退院率の上昇
- ・在院期間 1 年以上の長期在院者数の減少

が設定されています。この 3 点を都道府県の目標値として設定することとされており、これらに関する目標値は大阪府の計画に定められるため、河南町の計画では設定しないこととします。

2-3 福祉的就労から一般就労への移行

国の基本指針では、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることが望ましいとされています。大阪府としては、第 3 期障がい福祉計画の目標値や、過去の実績による平均一般就労者数の推移などを踏まえ、国基準を下回る目標設定ではありますが、平成 29 年度において 1,500 人以上(平成 24 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上)と設定することとしています。

それを受けて、河南町での平成 29 年度における一般就労への移行者数の目標値を 2 人とします。

2-4 就労移行支援事業の利用者数

国の基本指針では、平成 29 年度末において、平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数から 6 割以上増加させることを基本として成果目標を設定することとされています。大阪府としての現行の計画の目標値や福祉施設の利用者数の推移などを踏まえて、平成 29 年度末における河南町での目標値は 4 人とします。

2-5 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

国の基本指針では、平成 29 年度末において、就労移行支援事業のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目標として設定することとされています。大阪府としては、現行計画の目標値や就労移行支援事業所数の推移などを踏まえ、平成 29 年度末において就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする目標を設定することとしています。

それを受けて、河南町においては、平成 29 年度末において就労移行率が 3 割以上の事業所数を 5 割以上とすることを目指します。

2-6 就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額

国の基本指針では、就労継続支援(B型)の利用者数および見込量の設定にあたっては、工賃の平均額についての目標水準の設定が望ましいとされています。しかし、大阪府は全国と比べて工賃実績が極めて低い状態です。よって、大阪府では、大阪府工賃向上計画に基づいて、工賃向上に向けた各種取組みを実施していく予定としています。河南町としても、平成29年度の目標値を11,600円と定め、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進したり、調達目標の達成に向けた障がい者就労施設等からの受注機会の拡大に取り組むこととします。

2-7 地域生活支援拠点の整備

国の基本指針では、障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う地域生活支援拠点について、平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備することとされています。河南町としても、平成29年度末までに、整備する単位を町と圏域のどちらにするのか、また整備の方法として地域生活支援拠点とするのか面的な体制にするのか等について検討し整備することとします。

第4章 障がい福祉サービス見込み量

1. 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスは、訪問系サービス、短期入所、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援および障がい児支援サービスから構成されています。サービスの見込み量は、これまでの本町での第1期から第3期までの各計画の実績及び地域の実情を踏まえて、設定しています。

サービス区分	実施事業
訪問系サービス	居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援
短期入所	短期入所(ショートステイ)
日中活動系サービス	生活介護 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(A型・B型) 療養介護
居住系サービス	共同生活援助(グループホーム) 施設入所支援
相談支援	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援
障がい児支援サービス	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障がい児相談支援

2. 訪問系サービス

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援)

① サービス概要

居宅介護では入浴、排せつ、食事など、居宅での生活全般にわたる介護を行います。

重度訪問介護では、重度の肢体不自由者等を対象に、居宅での生活全般にわたる介護の他、外出の際における移動中の介護を総合的に行います。

同行援護では、障がいによって移動に著しい困難がある者を対象に、外出時の移動支援を行います。

行動援護では、知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時の移動支援を行います。

重度障がい者等包括支援では、常時介護を要する重度障がい者を対象に、包括的な在宅サービスを行います。

② 見込み量

過去の利用実績やアンケート調査の利用意向等を踏まえ、平均的な一人あたり利用量を勘案し、在宅生活に支障をきたさないサービス量を見込んでいます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	555 時間/月	605 時間/月	629 時間/月
	27 人/月	30 人/月	31 人/月
重度訪問介護	240 時間/月	360 時間/月	360 時間/月
	2 人/月	3 人/月	3 人/月
同行援護	40 時間/月	40 時間/月	40 時間/月
	2 人/月	2 人/月	2 人/月
行動援護	45 時間/月	45 時間/月	45 時間/月
	1 人/月	1 人/月	1 人/月
重度障がい者等 包括支援	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月
	0 人/月	0 人/月	0 人/月
合計	880 時間/月	1,050 時間/月	1,074 時間/月
	32 人/月	36 人/月	37 人/月

③ 見込み量確保の方策

サービスに関する情報提供に努めるとともに、大阪府や近隣市町村と連携し、さまざまな機会を通じて3障がい対応の訪問系サービスへの事業者の参入を働きかけていきます。また、身近な地域で展開されている障がい者団体などによるサービスの把握・情報提供に努めます。

3. 短期入所 (ショートステイ)

① サービス概要

家で介護する者が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

② 見込み量

過去の利用実績やアンケート調査の利用意向等を踏まえ、平均的な一人あたり利用量を勘案し、サービス量を見込んでいます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障がい者	20 人日/月	20 人日/月	20 人日/月
	2 人/月	2 人/月	2 人/月
知的障がい者	6 人日/月	9 人日/月	9 人日/月
	2 人/月	3 人/月	3 人/月
障がい児	2 人日/月	2 人日/月	4 人日/月
	1 人/月	1 人/月	2 人/月
精神障がい者	6 人日/月	6 人日/月	6 人日/月
	1 人/月	1 人/月	1 人/月
合計	34 人日/月	37 人日/月	39 人日/月
	6 人/月	7 人/月	8 人/月

③ 見込み量確保の方策

今後、自立支援に有効なサービスであるとの啓発を行いつつ、大阪府と連携しながら、近隣市町村の事業所の利用確保に向けて調整します。

4. 日中活動系サービス

4-1 生活介護

① サービス概要

常時介護を必要とする者に対して、施設などで入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

② 見込み量

過去の実績や、アンケート調査の利用意向等を踏まえ、平均的な一人あたりの利用量を勘案し、サービス量を見込んでいます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障がい者	136 人日/月	136 人日/月	136 人日/月
	8 人/月	8 人/月	8 人/月
知的障がい者	357 人日/月	374 人日/月	391 人日/月
	21 人/月	22 人/月	23 人/月
精神障がい者	34 人日/月	34 人日/月	34 人日/月
	2 人/月	2 人/月	2 人/月
合計	527 人日/月	544 人日/月	561 人日/月
	31 人/月	32 人/月	33 人/月

③ 見込み量確保の方策

実施事業所が適正に配置されるよう、大阪府や近隣市町村ならびに事業者との調整に努めます。

4-2 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

① サービス概要

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

② 見込み量

過去の利用実績やアンケート調査の利用意向、及び平均的な一人あたり利用量を勘案し、在宅の方、施設入所者、長期入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行による増などを見込んでいます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障がい者 (機能訓練)	0 人日分/月	22 人日分/月	22 人日分/月
	0 人/月	1 人/月	1 人/月
知的障がい者 (生活訓練)	22 人日分/月	22 人日分/月	22 人日分/月
	1 人/月	1 人/月	1 人/月
精神障がい者 (生活訓練)	22 人日分/月	22 人日分/月	22 人日分/月
	1 人/月	1 人/月	1 人/月
合計	44 人日分/月	66 人日分/月	66 人日分/月
	2 人/月	3 人/月	3 人/月

③ 見込み量確保の方策

実施事業所が適正に配置されるよう、大阪府や近隣市町村ならびに事業者との調整に努めます。

4-3 就労移行支援

① サービス概要

一般企業などへの就労を希望する者に対して、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の確保と提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うものです。

② 見込み量

過去の利用実績やアンケート調査の利用意向、及び平均的な一人あたり利用量を勘案し、特別支援学校の在籍者・卒業者、施設入所者、長期入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行による増などを見込んでいます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障がい者	22 人日分/月	22 人日分/月	22 人日分/月
	1 人/月	1 人/月	1 人/月
知的障がい者	22 人日分/月	22 人日分/月	44 人日分/月
	1 人/月	1 人/月	2 人/月
精神障がい者	22 人日分/月	22 人日分/月	22 人日分/月
	1 人/月	1 人/月	1 人/月
合計	66 人日分/月	66 人日分/月	88 人日分/月
	3 人/月	3 人/月	4 人/月

③ 見込み量確保の方策

実施事業所が適正に配置されるよう、大阪府や近隣市町村ならびに事業者との調整に努めます。

4-4 就労継続支援(A型・B型)

① サービス概要

通常の事業所で働くことが困難な者に、就労や生産活動などの機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

② 見込み量

就労継続支援A型・B型ともに、過去の利用実績やアンケート調査の利用意向等を踏まえ、平均的な一人あたり利用量を勘案して算定しています。

【就労継続支援(A型)】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障がい者	44 人日分/月	44 人日分/月	44 人日分/月
	2 人/月	2 人/月	2 人/月
知的障がい者	22 人日分/月	44 人日分/月	44 人日分/月
	1 人/月	2 人/月	2 人/月
精神障がい者	22 人日分/月	44 人日分/月	44 人日分/月
	1 人/月	2 人/月	2 人/月
合計	88 人日分/月	132 人日分/月	132 人日分/月
	4 人/月	6 人/月	6 人/月

【就労継続支援(B型)】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障がい者	18 人日分/月	18 人日分/月	18 人日分/月
	1 人/月	1 人/月	1 人/月
知的障がい者	162 人日分/月	180 人日分/月	198 人日分/月
	9 人/月	10 人/月	11 人/月
精神障がい者	72 人日分/月	90 人日分/月	108 人日分/月
	4 人/月	5 人/月	6 人/月
合計	252 人日分/月	288 人日分/月	324 人日分/月
	14 人/月	16 人/月	18 人/月

③ 見込み量確保の方策

実施事業所が適正に配置されるよう、大阪府や近隣市町村ならびに事業者との調整に努めます。

4-5 療養介護

① サービス概要

医療と常時介護を必要とする者に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行うものです。

② 見込み量

施設の数が少なく、かつ利用要件が厳しいサービスであることを勘案してサービス量を見込んでいます。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
2 人/月	3 人/月	3 人/月

③ 見込み量確保の方策

利用者数は増加する見込みですが、施設数が不足しています。実施事業所が適正に配置されるよう、大阪府や近隣市町村ならびに事業者との調整に努めます。

5. 居住系サービス

5-1 共同生活援助(グループホーム)

① サービス概要

共同生活援助(グループホーム)では夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。

② 見込み量

共同生活援助(グループホーム)は、地域生活に移行するうえで生活の場として重要であり、施設退所や入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行が進むにつれ、サービス量の増加が見込まれます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がい者	0人/月	0人/月	0人/月
知的障がい者	7人/月	8人/月	9人/月
精神障がい者	2人/月	2人/月	2人/月
合計	9人/月	10人/月	11人/月

③ 見込み量確保の方策

大阪府ならびに近隣市町村とも十分に連携を図りながら、共同生活援助(グループホーム)が地域での自立を進める場であり、社会生活能力を高める訓練の場としての機能を有することを周知します。

5-2 施設入所支援

① サービス概要

施設に入所する者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

② 見込み量

今後も利用の増加が予想されますが、地域移行・地域定着支援の推進等の制度との利用により、サービス量の減少を見込んでいます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障がい者	1 人/月	1 人/月	1 人/月
知的障がい者	9 人/月	8 人/月	8 人/月
精神障がい者	0 人/月	0 人/月	0 人/月
合計	10 人/月	9 人/月	9 人/月

③ 見込み量確保の方策

施設入所支援については、入所を必要とする人がサービスを利用できるよう、適正な利用を図るとともに、近隣自治体との広域的な視点も含めたサービス調整に努めます。

6. 相談支援

① サービス概要

計画相談支援は、障がい福祉サービスを利用する障がいのある人を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

地域移行支援は、障がい者支援施設等に入所している人又は入院している精神障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援を行います。

地域定着支援は、施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人などに対し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行います。

② 見込み量

障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用申請者数の伸びや、支給決定者数の実情を勘案してサービス量を見込んでいます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	10 人/月	10 人/月	11 人/月
地域移行支援	1 人/月	1 人/月	1 人/月
地域定着支援	1 人/月	1 人/月	1 人/月

③ 見込み量確保の方策

相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、サービス等利用計画作成に必要な体制を確保します。

7. 障がい児支援サービス

① サービス概要

平成 24 年 4 月から、障害者自立支援法に基づく児童デイサービスが児童福祉法に基づくサービスとして、児童発達支援事業と放課後等デイサービスに変更されました。

児童発達支援は、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものです。また、児童発達支援のサービス提供の対象は、未就学児を対象とされており、学校に通っている就学児を対象とする放課後等デイサービスと区別されています。

② 見込み量

過去の実績や、アンケート調査の利用意向等を踏まえ、平均的な一人あたりの利用量を勘案し、サービス量を見込んでいます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	180 人日分/月	200 人日分/月	242 人日分/月
	9 人/月	10 人/月	11 人/月
医療型児童発達支援	15 人日分/月	20 人日分/月	20 人日分/月
	1 人/月	1 人/月	1 人/月
放課後等デイサービス	220 人日分/月	260 人日分/月	300 人日分/月
	11 人/月	13 人/月	15 人/月
保育所等訪問支援	3 回/月	4 回/月	4 回/月
障がい児相談支援	2 人/月	3 人/月	3 人/月

③ 見込み量確保の方策

相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、サービス等利用計画作成に必要な体制を確保します。

第5章 地域生活支援事業

1. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条において市町村が実施主体であると位置づけられた法定事業です。障がい者が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により事業を行います。

地域生活支援事業の各サービス見込み量は、これまでの本町でのサービス利用実績をもとに、算出しています。

サービス区分	実施事業
必須事業	相談支援事業等 意思疎通支援事業 日常生活用具給付等事業 移動支援事業 地域活動支援センター事業
任意事業	日中一時支援事業 社会参加促進事業 訪問入浴サービス事業

2. 必須事業

2-1 相談支援事業等

① サービス概要

相談支援事業は、障がい者等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止や早期発見に向けて関係機関と連絡調整し、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

基幹相談支援センターでは、自立支援協議会の運営や各相談支援事業所との調整、就労支援の強化、成年後見制度の利用支援、虐待防止センターの位置づけなど、広域的な調整及び一般相談や困難事例への個別相談を行います。

成年後見制度利用支援事業は、障がい福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる者に対し、利用に向け関係施設などと連携し、普及啓発を推進します。

成年後見制度法人後見支援制度は、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

② 見込み量

障がい者相談支援事業を継続して実施するとともに、地域自立支援協議会の活用、成年後見制度利用支援事業の推進を見込んでいます。

成年後見制度法人後見支援制度については、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制の整備を図り、平成 29 年度からの事業実施を見込んでいます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障がい者相談支援事業	5 箇所	6 箇所	6 箇所
地域自立支援協議会	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センター	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	1 箇所	2 箇所	2 箇所
成年後見制度法人後見支援制度	無	無	有

③ 見込み量確保の方策

基幹相談支援センターを中心として、今後新たな参入意向を示している事業者の意見等も十分踏まえつつ、これまでに同センターが蓄積してきた相談支援のノウハウや相談支援ネットワークを十分にいかし、相談支援体制の充実・強化を図ります。

河南町、太子町及び千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会を活用し、広域的・包括的な相談支援体制を構築するとともに、成年後見制度利用支援事業の実施に努めるなど、地域のさまざまな相談機能をいかしながら、障がい種別に対応できる身近な相談窓口の充実に努めます。

2-2 意思疎通支援事業

① サービス概要

聴覚、言語・音声機能等の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な者について、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点字・音訳等支援事業を行います。

② 見込み量

過去の利用実績やアンケート調査の利用意向等を踏まえ、利用者数を勘案してサービス量を見込んでいます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者派遣事業	3 人分/年	3 人分/年	3 人分/年
要約筆記者派遣事業	0 人分/年	0 人分/年	0 人分/年
手話通訳者設置事業	0 人分/年	0 人分/年	0 人分/年
手話奉仕員養成研修事業	8 人分/年	10 人分/年	10 人分/年

③ 見込み量確保の方策

今後もコミュニケーションが円滑に行われるよう、必要な通訳者等を確保し、関係機関ならびに関係団体等と連携し、その体制の充実・強化を図ります。

2-3 日常生活用具給付等事業

① サービス概要

日常生活を営むのに支障のある障がい者及び障がい児に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

② 見込み量

過去の利用実績やアンケート調査の利用意向等を踏まえ、平均的な一人あたり利用量を勘案し、日常生活用具給付等事業の見込み量を算出しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護訓練支援用具	3 件/年	3 件/年	3 件/年
自立生活支援用具	2 件/年	2 件/年	2 件/年
在宅療養等支援用具	3 件/年	3 件/年	3 件/年
情報・意思疎通支援用具	1 件/年	1 件/年	1 件/年
排せつ管理支援用具	384 件/年	384 件/年	384 件/年
住宅改修費	3 件/年	3 件/年	3 件/年

③ 見込み量確保の方策

利用者の負担感やサービスを利用している人の実態を踏まえ、南河内南障がい福祉圏域において、障がい福祉サービスと同様に、本人(または、本人及び配偶者)に限定した世帯単位で月額上限負担額を設け、サービスの利用促進を図ります。

2-4 移動支援事業

① サービス概要

社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

② 見込み量

過去の利用実績やアンケート調査の利用意向等を踏まえ、実績と支給決定量に基づいてサービス量を見込んでいます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障がい者	2,160 時間/年	2,160 時間/年	2,304 時間/年
	15 人/年	15 人/年	16 人/年
知的障がい者	480 時間/年	720 時間/年	720 時間/年
	5 人/年	6 人/年	6 人/年
障がい児	288 時間/年	540 時間/年	648 時間/年
	4 人/年	5 人/年	6 人/年
精神障がい者	900 時間/年	1,080 時間/年	1,260 時間/年
	5 人/年	6 人/年	7 人/年
合計	3,828 時間/年	4,500 時間/年	4,932 時間/年
	29 人/年	32 人/年	35 人/年

③ 見込み量確保の方策

利用者の負担感やサービスを利用している人の実態を踏まえ、南河内南障がい福祉圏域において、障がい福祉サービスと同様に、本人(または、本人及び配偶者)に限定した世帯単位で月額上限負担額を設け、サービスの利用促進を図ります。

2-5 地域活動支援センター事業

① サービス概要

地域活動支援センターは、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。

② 見込み量

特別支援学校卒業生等からの利用者と、より身近な場所で日中サービスの活動の場を求める人等を、ニーズとして見込んでいます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
基礎的事業	1 箇所/年	1 箇所/年	1 箇所/年
	5 人分/年	6 人分/年	7 人分/年
I 型	1 箇所/年	1 箇所/年	1 箇所/年
II 型	0 箇所/年	0 箇所/年	0 箇所/年
III 型	1 箇所/年	1 箇所/年	1 箇所/年

③ 見込み量確保の方策

南河内南障がい福祉圏域において円滑なサービス提供が行われるように配慮して実施します。

3. 任意事業

3-1 日中一時支援事業

① サービス概要

日中における活動の場の確保及び、親の就労支援や家族の一時的な休息などを支援します。

② 見込み量

過去の利用実績やアンケート調査の利用意向等を踏まえ、平均的な一人あたり利用量を勘案し、第3期計画で達成できなかったサービス量を見込んでいます。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
15 人/年	20 人/年	25 人/年

③ 見込み量確保の方策

利用者の負担感やサービスを利用している人の実態を踏まえ、南河内南障がい福祉圏域において、障がい福祉サービスと同様に、本人(または、本人及び配偶者)に限定した世帯単位で月額上限負担額を設け、サービスの利用促進を図ります。

3-2 社会参加促進事業

① サービス概要

レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増進や交流を図り、また、点訳、音訳などの方法による情報の提供により、社会参加を促進します。

② 見込み量

過去の利用実績やアンケート調査の利用意向等を踏まえ、平均的な一人あたり利用量を勘案してサービス量を見込んでいます。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
90 人分	100 人分	120 人分

③ 見込み量確保の方策

サービス利用の促進を図るため、障がい保健福祉圏域での共同実施も検討しつつ、利用者本位のサービスの実施に努めます。

3-3 訪問入浴サービス事業

① サービス概要

重度障がい者(児)の健康を保持するとともに、家族等の身体的・精神的な負担を軽減するため、居宅に訪問し入浴サービスを提供します。

② 見込み量

過去の利用実績やアンケート調査の利用意向等を踏まえ、第3期計画で達成できなかったサービス量を見込んでいます。

平成27年度	平成28年度	平成29年度
2人/年	3人/年	3人/年

③ 見込み量確保の方策

サービス利用の促進を図るため、関係機関等と連携しながら、サービスの種類や内容に関する情報を提供し、利用者本位のサービスの実施に努めます。

第6章 地域での自立した生活に向けた支援

1. 広報・啓発活動による制度及びサービス内容の周知

今後、利用者の意思でサービスを選択し、利用していくためには、制度やサービスの内容について、一層の理解を深めていくことが必要となっています。

町では広報紙や町ホームページなどを活用し、制度やサービスの内容を周知するなど、制度の普及と一層の定着に取組み、河南町、太子町及び千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会で作成した「障がい者支援ブック」を活用し、相談支援事業の啓発に努めます。

2. サービス基盤の整備と質の確保

2-1 ケアマネジメント体制の強化

委託相談支援事業所では利用者本位の相談拠点として、障がい者ケアマネジメントの手法を活用した相談支援活動の展開に努めています。

今後も利用者の意思を尊重して適切なサービスが提供されるよう、障がい者や家族からの相談に応じて個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況などを踏まえて適切な支給決定に努め、ケアマネジメント体制の強化を図ります。

2-2 訪問系サービスの充実

地域での生活を支えていくうえでは、居宅を中心とした、身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、居宅サービスの基盤整備を進めることが必要です。

3障がいや難病に対応できる事業者や新規サービスを提供する事業者の確保に努め、サービスの充実を図ります。

2-3 日中活動の場の充実

地域で生活を送るうえでは日中活動の場の確保が必要です。そこで、障がいの状況や年齢などに応じた支援が行えるよう、生活介護や就労継続支援、短期入所(ショートステイ)サービス、さらには地域活動支援センターなどの日中活動の場を確保し、サービスの充実に努めます。

2-4 人材の育成と資質の向上

サービスの基盤を整備するとともに、サービスの質を高めていくために、人材を育成し、資質の向上を図ります。

① 相談支援専門員の育成と確保

生活全般に関する相談をはじめ、サービス利用計画の作成を行う相談支援専門員の地域における役割は重要となります。また、相談支援専門員は障がい特性や障がいの生活実態に関する詳細な知識と経験が求められます。そのため、大阪府と連携して相談支援従業者研修への参加を促進し、相談支援専門員の育成と確保に努めます。

② 手話通訳者・奉仕員の確保

サービス利用や地域活動への参加の促進、コミュニケーションの円滑化を図るために、手話通訳者などの確保が必要です。聴覚障がい者等の多様なニーズに的確に対応できる質の高い人材を育成するため、関係団体等との連携を図りながら、手話奉仕員の確保に努めます。

③ 障がい特性を理解した人材の育成

3障がいの一元化や難病・発達障がいを視野に入れたサービス提供が求められていることから、今後、サービス提供にかかわる人材が障がい特性を理解し、適切に対応していけることが重要です。そのため大阪府と連携して、研修や講座等を通じ人材の育成と資質の向上を図り、サービスの質的向上に努めます。

3. 情報提供・相談体制の充実

3-1 情報提供の充実

サービスに関する情報を早く、確実に提供するために、それぞれの障がい種別などに配慮して、点字や大活字、録音テープ、ホームページの活用など、情報提供方法の充実を図ります。

3-2 地域自立支援協議会を通じた相談支援ネットワークの構築

相談支援の実施にあたっては、地域自立支援協議会を中心に、相談支援事業者やサービス提供事業者、教育、企業・就労支援機関等、町民に身近な地域での官民一体となった相談支援ネットワークを構築し、相談支援機能を強化していきます。

また、引き続き大阪府障がい者自立相談支援センターなどの関係機関との連携を図りながら、専門的・技術的支援などに努めます。

3-3 ピアカウンセリングの充実

ピアカウンセリングは、障がい者相談支援事業において不可欠な活動です。

ピアカウンセリングの充実は河南町障がい福祉計画(第3期計画)から引き続き、今後も相談支援機関の連携・協力により、障がい者当事者が相談を行う体制を確保し、他の事業者との連携や調整により、人材の確保に努めます。

4. 地域支援体制の整備

4-1 生活の場の確保

障がいのある方が身近な地域で生活していくためには、居宅サービスを充実し、日中活動の場を確保することに加え、生活の場を確保することが大切です。

生活の場を確保するにあたっては大阪府と連携するとともに、地域や事業者から理解を得ながら、グループホームの確保に努めます。

4-2 身近な地域における支援体制の充実

障がいのある方が地域で安心して生活していくためには、その家族や公的な支援だけでなく、地域に住む人々の支援が重要です。

本町においても、人と人とのつながりが希薄化しつつあるなかで、だれもが住み慣れた地域で安心して健やかに生活していけるよう、社会福祉協議会、各地区・自治会・民生委員児童委員協議会などとの連携を図り、セーフティネットの構築・活用などにより地域福祉活動の推進に努め、障がい者が地域で安心して生活できるよう、地域支援体制を充実します。

4-3 交流や教育などを通じた障がいや障がい者への理解の促進

障がいのある方が地域で共に生活していくためには、障がいや障がいのある方への理解を深めていくことが大切です。

そのため、地域での行事やイベントなどにおいては、共に交流する機会をつくり、社会福祉協議会との連携・協力によるボランティア活動への参加など地域福祉活動の促進に努めます。

また、幼少期から福祉意識を育ていけるよう、幼稚園や保育園などにおける障がいのある方との交流や、小中学校における福祉教育を推進し、障がいや障がいのある方への理解を深めていきます。

4-4 地域での住みよい環境づくり

学校等の公共建築施設や道路等、生活環境のユニバーサルデザイン化を進め、だれもが住みよい環境づくりに努めます。

5. 就労支援の充実

5-1 障がい者の雇用の促進

障がいがあっても働く意欲のある限り一般就労を希望することは、自然な流れであり、その道を閉ざすことは避けなければなりません。そして、障がいのある方の就労自立が促進できるよう、技術の習得など企業への理解と啓発を図り支援に努めます。

民間事業所における障がいのある方の雇用拡大については、近隣市町村と連携しながら設置している南河内南障害者就業・生活支援センターやハローワークをはじめ、企業、庁内の関係課等との連携を図りながら、雇用に関する相談体制の構築や情報提供の充実に努め、就労の機会を拡大していくための仕組みをつくっていきます。

また、本町でも障がいのある方が働くことに対して不利益を被ることの無いよう整備を進めていきます。

5-2 工賃アップに向けた取り組みの促進

工賃倍増5か年計画や次なる工賃向上計画と連携し、事業所の工賃アップに向けた取り組みを支援するとともに、工賃向上計画について周知を図ります。また、就労の機会の拡大に向けて、優先調達推進法の主旨により公的機関からの官公需の拡大を図ります。

6. 虐待防止への取り組み

障害者虐待防止法を踏まえ、平成24年10月に設置した障がい者虐待防止センターを中心に障がい者団体や、その他関係団体・機関からなるネットワークを通じて、障がいのある方や児童に対する虐待の防止をはじめ、障がい者虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止などに向けたシステムの充実に努めます。

第7章 計画の推進体制

1. 庁内における計画の推進

計画を着実に進めていくため、河南町の庁内関係課をはじめ、関係機関などを通じて、計画の進捗状況の確認及び推進方法などに対する意見を求めながら、本計画のサービスの見込み量や目標等の達成状況を点検・評価し、施策の効果的な推進に努めます。

2. 地域における各種関係団体、民間企業等との連携

障がいのある方の地域移行や就労支援などに対応するため、行政だけでなく、町民、各種関係機関や団体、民間企業等と協力して、地域全体で連携しながら、施策の推進に努めます。

3. 近隣市町村との連携による事業の推進

近隣市町村と共同により実施している相談支援事業などについては、今後も広域的な調整も図りながら、連携・協力して事業の推進に努めます。

4. 国・大阪府との連携

計画推進にあたっては、今後の障がい福祉制度の改正等に対応できるよう、適時、国・大阪府と連携しながら、障がい者施策の展開に努めます。

また、大阪府と連携し、各種研修会やさまざまな研修事業なども活用しながら、障がい者への相談支援に関する専門職員の指導・育成、配置などに努めます。

用語解説

○権利擁護

判断能力が不十分な高齢者や障がい者のために、人権をはじめとしたさまざまな権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすること。

○ケアマネジメント

保健・医療・福祉の専門家や機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを実施すること。厚生労働省では、障がい者ケアマネジメントについて「障害者の地域における生活支援するために、ケアマネジメントを希望する人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法である」としている。

○障がい福祉サービス

障がい者が自立した日常生活を営むことができるような支援、また、就労に向けた支援を行うこと。障がい福祉サービスのうち、介護保険と重複するサービスの場合は原則として介護保険が優先されるため、65歳以上の方または40～64歳で介護保険法の特定疾病に該当する方は介護保険の認定申請が必要。

○成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。日用品の買い物や介護などは含まれない。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されている。

○ソーシャルインクルージョン

社会的に孤立しやすかったり、社会的に排除される可能性のある人々を、社会的なつながりの中に内包し、社会の構成員として支えあうこと。

○地域自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3に基づく、地域の障がい福祉に関する包括的かつ予防的なシステムについて協議する場。行政機関、福祉関係事業者・団体、教育関係等で構成し、代表者会議、実務担当者会議等や部会を持つ。町においては太子町と千早赤阪村の2町1村で共同設置。

○ノーマライゼーション

障がいの有無にかかわらず、すべての人びとが平等に社会の構成員として、自立した生活や社会活動を営むことを可能にするという概念。すなわち、障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会のなかで普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え。

○ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるように、あらかじめ都市や生活環境を計画する考え方

資料編

1. 河南町障がい福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、河南町附属機関設置条例(平成 25 年河南町条例第1号。以下「附属機関設置条例」という。)第3条の規定に基づき、河南町障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、町長の諮問に依りて、附属機関設置条例別表に掲げる当該担当事務の趣旨に基づき、次に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

- (1)障がい福祉計画の策定に関すること。
- (2)障がい福祉計画の進捗状況に関すること。
- (3)前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1)学識経験者
- (2)福祉・医療・教育関係者
- (3)障がい者団体等
- (4)その他、町長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問のあった障がい福祉計画の計画期間が終了するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 町長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他反社会的な行為により委員としてふさわしくない行為があると認める場合は、第3項の規定にかかわらず、解嘱することができる。

(会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の額は、河南町報酬及び費用弁償条例(昭和32年河南町条例第49号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、障がい福祉担当課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

2 この規則の施行及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長がこれを行うものとする。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

2. 河南町障がい福祉計画(第4期)策定委員名簿

(敬称略)

	選定区分	所属	氏名
1	障がい者団体	河南町身体障害者協会会長	遠藤 勉
2	障がい者団体	河南町手をつなぐ親の会からの代表	鴻巣 十二子
3	福祉関係	NPO法人ピープルネット理事長あしべ作業所	大串 隆芳
4	福祉関係	あすかの園施設長	西野 昭政
5	福祉関係	地域活動支援センターときわぎ施設長	服部 一夫
6	福祉関係	草笛の家施設長	越前谷 靖衛
7	医療・保健関係	富田林医師会会長	堀野 俊男
8	医療・保健関係	富田林医師会訪問看護ステーション管理者	磯部 智勢
9	社会福祉及び公共的団体	河南町社会福祉協議会会長	笥 俊彦
10	社会福祉及び公共的団体	河南町民生委員児童委員協議会会長	廣野 清枝
11	関係支援機関	南河内南障害者就業・生活支援センター センター長	坪倉 浩治
12	関係支援機関	河南町、太子町及び千早赤阪村自立支援協議会会長 (基幹相談支援センター 生活支援相談室 しなが)	田中 正人
13	関係行政機関	南河内広域事務室 広域福祉課長	塚本 和典
14	関係行政機関	河南町子ども・子育て会議事務局	赤井 毅彦
15	学識経験者	大阪千代田短期大学教授	山本 敏貢
16	町職員	健康福祉部長	田中 肇

河南町障がい福祉計画

【第4期】

発行年月 2015（平成27）年3月

発行 大阪府 河南町

編集 河南町役場 健康福祉部 高齢障がい福祉課

〒585 - 8585 大阪府南河内郡河南町大字白木 1359 番地の6

TEL : 0721 - 93 - 2500 FAX : 0721 - 93 - 4691
